

米軍基地関係特別委員会記録  
<第2号>

平成27年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成27年7月8日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成27年7月8日 水曜日  
開 会 午前10時00分  
散 会 午後5時16分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第204号、陳情平成25年第20号、同第24号、同第25号の2、同第26号、同第27号、同第58号、同第62号、同第75号、同第76号、同第77号の2、同第78号、同第80号、同第81号、同第110号、同第124号、同第127号、同第128号、同第144号、同第150号、同第151号、平成26年陳情第4号、同第13号、同第16号、同第20号から同第22号まで、同第35号、同第48号、同第59号、同第78号、同第84号、同第85号の2、同第86号、同第87号、陳情第3号、第5号から第7号まで、第24号、第26号、第32号、第40号、第44号、第45号、第52号、第53号、第55号、第56号、第68号、第72号、第73号の2及び第76号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（3月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書及び同抗議決議について）
- 4 閉会中継続審査・調査について

## 出席委員

委員長	新垣清涼君
副委員長	又吉清義君
委員	照屋守之君
委員	仲田弘毅君
委員	仲宗根悟君
委員	新里米吉君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君
委員	嘉陽宗儀君
委員	當間盛夫君
委員	比嘉京子さん
委員	具志堅徹君

委員外議員 なし

## 欠席委員

なし

## 説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	町田	優君
基地	対策	課長	運天	修君
辺野古新基地建設問題	対策	課副参事	金城	典和君
環境部	環境	企画統括監	古謝	隆君
保健医療部	保健	衛生統括監	国吉	秀樹君
農林水産部	農漁	村基盤統括監	玉城	肇君
土木建築部	土木	整備統括監	伊禮	年男君
教育庁	文化	財課長	萩尾	俊章君
警察本部	刑事	部長	知花	幸順君

## 警 察 本 部 交 通 部 長 渡 真 利 健 良 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情平成24年第128号外60件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る3月以降の米軍関係の事件・事故について及び米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書、同抗議決議並びに閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、保健医療部保健衛生統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成24年第128号外60件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願はゼロ件、陳情は継続が48件、新規が13件、合計61件となっております。

まず、継続審議となっております陳情48件につきましては、経過に伴う状況について追加し、下線に表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の105ページをお開きください。

陳情第26号、E P 3 E 電子偵察機からの部品落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3までにつきまして、平成27年2月12日に発生したE P 3 Eのパネル落下事故を受けて、県は、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。

米軍からは、沖縄防衛局を經由して、再発防止策について、通常の飛行後点

検に翼ヒンジ・アクセス・パネルの点検を追加したとの連絡がありました。

嘉手納飛行場に常駐する機種の年式及び事故歴について、米軍はF15戦闘機各機の詳細な情報については提供できないが、第18航空団のF15戦闘機は1982年から1986年の間に製造されたもので、必要に応じて改良、改修されているとしています。

また、HH60ヘリコプターは、1989年から1991年の間に製造されたとのことであります。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の109ページをお開きください。

陳情第40号、建白書の立場を尊重し、普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念するよう求める陳情の処理概要につきましては、説明資料7ページの陳情平成24年第136号に同じでございます。

続きまして、説明資料の111ページをお開きください。

陳情第44号、RC135V電子偵察機のパネル落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から4までにつきまして、平成27年3月16日に発生したRC135Vのパネル落下事故を受けて、県は、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。

米軍からは、沖縄防衛局を経由して、事故原因について、当該部品に何らかのふぐあいがあったと考えられること、再発防止策について整備要員がフライトの前に追加的な目視による点検を各機体において実施したとの連絡がありました。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、軍転協などと連携を図りながら航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の113ページをお開きください。

陳情第45号、キャンプ・シュワブ演習場における爆発音と山火事に関する陳

情につきまして、処理概要を御説明いたします。

2月16日、17日の爆発音については、周辺住民、県民に不安を与え遺憾であります。

県は、沖縄防衛局に対し、訓練に際しては、騒音を初め周辺住民に著しい影響を及ぼさないよう十分配慮することを要請したところであります。

また、2月20日に発生した山火事についても、同日、沖縄防衛局に対し再発防止について要請しております。

県としては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、今後とも引き続き軍転協等を通じ、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の114ページをお開きください。

陳情第52号、米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する陳情の処理概要につきましては、説明資料98ページの陳情第5号に同じでございます。

次に、説明資料の116ページをお開きください。

陳情第53号、米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情の処理概要につきましては、説明資料98ページの陳情第5号項目1及び2に同じでございます。

次に、説明資料の117ページをお開きください。

陳情第55号、MV22オスプレイ墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1及び2につきまして、県は、ハワイで発生したオスプレイの事故について、去る5月19日、沖縄防衛局に対しオスプレイの配備撤回を改めて求めるとともに、今回の事故原因究明がなされるまで、MV22オスプレイの飛行中止、事故原因の早急な公表、なお一層の安全管理の徹底等に万全を期することを米軍に対し働きかけるよう強く要請したところであります。

県としては、建白書の精神に基づきオスプレイの配備に反対であり、今後とも、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

項目3につきまして、県は、外来機、常駐機にかかわらず米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

項目4につきまして、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

関する協定一日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、県としては、日米両政府に対して日米地位協定の抜本的な見直しを求めているところであります。

次に説明資料の119ページをお開きください。

陳情第56号、P3C哨戒機からの部品落下事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から4までにつきまして、平成27年5月20日に発生したP3C海洋哨戒機の部品落下事故を受けて、県は、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底を強く求めました。

米軍からは、沖縄防衛局を経由して、再発防止策について、安全運用手順を見直し、事故原因をしっかりと調査し再発防止に努めるとの連絡がありました。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の123ページをお開きください。

陳情第72号、相次ぐ外来機飛来による騒音激化に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から4までにつきまして、最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機がことし1月に続き、去る6月中旬からも配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

外来機、常駐機にかかわらず米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の128ページをお開きください。

陳情第76号、北部訓練場のヘリ・オスプレイパッド建設に反対し、ヤンバル上空のオスプレイ飛行禁止を求める高江住民の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

項目1から3まで及び5につきましては、説明資料1ページの陳情平成24年第128号に同じでございます。

項目4につきましては、説明資料17ページからの陳情平成24年第173号の項目2の(2)及び(3)に同じでございます。

項目6につきましては、説明資料87ページの陳情平成26年第78号に同じであります。

以上、知事公室の所管に係る陳情61件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

古謝隆環境企画統括監。

○古謝隆環境企画統括監 環境部関連の陳情につきまして御説明いたします。

環境部関連の陳情は、新規1件、継続19件となっております。

初めに、継続19件中処理概要に変更のある2件について御説明いたします。

お手元の資料78ページをごらんください。

陳情平成26年第21号、沖縄市サッカー場全面調査に関する陳情につきまして、変更部分を説明いたします。

項目2、沖縄県が全面調査を行う役割について、地下水の水質のモニタリングを継続して実施していることから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

項目3、市民への説明会につきましては、沖縄防衛局及び沖縄市における調査結果の公開状況について、下線部のとおり修正しております。

次に、91ページをごらんください。

陳情平成26年第85号の2、「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の支障除去に係るより効果的な調査計画の策定等」を日本政府に要請することを求める陳情につきましては、今年度も引き続きガイドラインとカルテの作成に取り組んでいくことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。



次に、新規の陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

お手元の資料125ページをごらんください。

陳情第73号の2、返還跡地西普天間住宅地区の利用及び支障除去に関する陳情につきまして御説明いたします。

項目1の(1)につきまして、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する法律一跡地利用推進法では、国の責務として、返還が合意された区域の全部について、国が返還実施計画を作成した上で同計画に基づき土壌汚染調査、水質汚濁調査、不発弾探査及び廃棄物探査を行い、その結果汚染等が確認された場合には、国が浄化対策を実施すると定められております。

また、県及び市町村は、返還実施計画の策定の際、国からの意見照会に基づき、調査の手法、汚染除去の手法などについて必要な意見を述べることにより適正な調査、汚染除去対策の実施を確保する役割を有しております。

(2)及び(3)につきまして、西普天間住宅地区の跡地利用を円滑に推進するため、宜野湾市、市地主会、沖縄防衛局、沖縄総合事務局及び沖縄県の5者で構成する「キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の跡地利用に関する協議会」(以下「西普天間協議会」という。)及び支障除去作業部会が設置されており、同協議会等での協議を踏まえ、返還実施計画の策定、実施状況の進行管理、情報公開などが行われています。

沖縄県としましては、同地区で行われる各種調査の円滑な実施と適正な情報公開が図られるよう、同協議会等において必要な協議を行ってまいります。

(4)につきまして、沖縄防衛局は、平成26年度末までに西普天間住宅地区内の建物撤去に向けたアスベスト等の調査を行っており、その結果については平成27年5月13日に報告を受けております。また、平成27年5月22日に開催された西普天間協議会において、速やかな処分に向け関係機関と協議を継続すると報告がありました。

沖縄県としましては、アスベストの処理が適切に行われるよう、引き続き同協議会等において必要な協議を行ってまいります。

(5)につきまして、確認されたドラム缶等の写真については、沖縄防衛局から公開に向けて引き続き米側と協議を行うとの説明がありました。平成27年6月12日には写真が公開されております。

(6)につきまして、西普天間住宅地区の廃棄物の調査計画については、西普天間協議会及び支障除去作業部会において協議を行っているところです。

埋設廃棄物の調査については、地表面から深さ2メートルまで調査を実施する場合は、最も適用性の高い手法として地中レーダー探査が計画されており、

金属容器、コンクリート、ビニール袋等の廃棄物の確認が可能とされています。

また、2メートルを超える盛り土が行われた区域については、元地表面まで確認するため、比抵抗探査やボーリング調査が計画されております。

沖縄県としましては、廃棄物の調査及び処理が適切に実施されるよう、引き続き同協議会等において必要な協議を行ってまいります。

以上、環境部に係る陳情処理概要について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、保健医療部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

国吉秀樹保健衛生統括監。

○国吉秀樹保健衛生統括監 保健医療部関連の陳情は、継続の陳情平成24年第129号の2及び陳情平成25年第25号の2の2件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 保健医療部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

伊禮年男土木整備統括監。

○伊禮年男土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続14件、新規2件となっております。

継続の陳情1件につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明いたします。

資料の71ページをごらんください。

陳情平成26年第13号、普天間飛行場代替施設（辺野古新基地）建設のための公有水面埋立承認の撤回を知事に求める決議に関する陳情の処理概要について御説明いたします。

「今後、承認の取消、撤回も視野に入れながら、承認の経緯等を検証してい

くこととなっております。」から、「現在、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会において、法律的な瑕疵の有無が検証されているところであり、県としては、第三者委員会の報告を受けて判断される知事の方針に基づき、適切に対応していく考えであります。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情2件について御説明いたします。

資料の121ページをごらんください。

陳情第68号、辺野古埋立承認の取り消しまたは撤回に関する陳情の処理概要について、御説明いたします。

記の1につきまして、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認願書に記載されている工事計画等では、長島を掘削するとの計画は示されておられません。

また、添付図書の環境保全に関し講じる措置を記載した図書でも、景観の予測結果において、長島等の島嶼を改変することにはなっておりません。

県としては、埋立承認願書及び添付図書に記載されている事項について、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、慎重に審査を行ったものであります。

資料の128ページ、陳情第76号、北部訓練場のヘリ・オスプレイパッド建設に反対し、ヤンバル上空のオスプレイ飛行禁止を求める高江住民の陳情につきましては、先ほど知事公室長が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、土木建築部の所管に係る陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○新垣清涼委員長** 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

玉城肇農漁村基盤統括監。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** 農林水産部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

農林水産部所管の陳情は、継続が9件、新規が2件、合計12件となっております。

まず、継続審議となっております陳情9件につきまして、処理概要を御説明

いたします。

このうち、資料の71ページ、陳情平成26年第13号の1件につきましては、処理概要に修正がございますが、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

その他、継続の陳情について処理概要の変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の107ページをお開きください。

陳情第32号、普天間飛行場代替施設建設事業に関連するボーリング調査と岩礁破碎許可に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1と2につきまして、沖縄防衛局が、普天間飛行場代替施設建設工事に係る岩礁破碎許可の範囲外にコンクリート製構造物を投入したことについては、報道や市民団体からの情報提供等により、許可を得ずに岩礁破碎のなされた蓋然性が高いと思料されることから、ことし2月に、在日合衆国軍隊に対し、同区域内への立入許可を申請したところであります。

しかしながら、当初申請から4カ月経過してもなお立ち入りができない状況にあるため、当該行為に係るサンゴ礁の破損状況に関しては、ことし2月に県が行った臨時制限区域の外周部分での現況調査結果と沖縄防衛局から提出された資料内容の把握にとどまっております。

当該行為に関する行政判断を行うためには、県みずからが調査することにより事実を確認する必要があるため、引き続き在日合衆国軍隊に対して立入許可を求めていくこととしており、当該調査の実施を踏まえ、沖縄県漁業調整規則に基づき、原状回復や許可の取り消しも視野に入れ、厳正かつ適切に対応する方針であります。

続きまして、資料121ページ、陳情第68号につきましては、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、農林水産部の所管する陳情11件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡

潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 77ページ、陳情平成26年第21号。91ページ、陳情平成26年第85号の2。125ページ、陳情第73号の2。以上のドラム缶、そして普天間飛行場西普天間住宅地区についてですけれども、返還跡地利用に関しては県として迅速に進める必要があるかと思うのです。その中でも沖縄市のサッカー場を例にとる場合、例えばドラム缶が1個出てきたため工事がストップする。そしてまた前に進む。1個が出たらまたとまるという繰り返しをしているようにしか私は思えないのです。ドラム缶の調査は例えば磁気探査機調査でどこに危険物があるのかわかるのではないかと思いますけれども、ドラム缶を一挙に掘り出してPCBであれいろいろな物があるのかないのか調査できないのか。1個出て調査して、また前に進む。2年間も穴を掘ったりドラム缶探しにしか私には見えないのです。この辺はどのようにしてそういった調査が行われるのか、一挙にすることはできないのか。やはり1カ所ごとにしか掘れないのか。これについてどのように進めているのかいまいちわかりませんが、その点について御説明をお願いしたいです。余りにも時間がかかり過ぎている感じがするのです。

○古謝隆環境企画統括監 これまでの課題として、北谷町でもドラム缶が見つかったことがありましたし、西普天間の文化財調査の中でドラム缶が幾つか見つかったということもありました。あと、イオンライカム沖縄の調査でも見つかって工事がストップしたという事例がございました。その後、跡地利用推進法ができて、国が返還区域の全部について調査計画を立てるということになっております。その調査計画の中では土壌汚染や不発弾探査、廃棄物の状況について調査計画をまとめた上で、体系的に調査に取りかかるということで、これについて県や市町村は意見を述べて適切に実施するよう国に求めていくという流れになっております。西普天間住宅地区につきましては、国による返還実施計画が定められておまして、それを受けて文献調査等を行ってどういった地歴であるのか、あるいはどのような土地の使われ方をしたのか、そういったものを把握されております。それに基づいて、物件調査の中でアスベストが見つかってそれを撤去する準備もされていますし、土壌汚染についても升目を

区切って調査をしていくということで、体系的な流れができておりますので、今後はスムーズにいくのではないかと考えております。

**○又吉清義委員** 多分、環境企画統括監は現場を見たことがないと思います。沖縄市のサッカー場は1カ所出てきて、汚染物質があるかないかの検査が終わりました。そしてまた掘るとまた出てきましたと、これで2カ年なのです。ずっとその繰り返しなのです。なぜそうしなければいけないのか。磁気探査機で調査が全て終わるのであれば、一挙に掘り起こせば一気に終わると思うのです。要するに、返還されて一日も早い跡地利用が非常に大事だと思うのです。いたずらに2年間も延びることによって予算も無駄になるし、経済活性化もおくれることが非常に疑問なのです。やはり、今、環境企画統括監がおっしゃるように、これはそういった方法ができるのかできないのか、できなければなぜできないのか、その辺は議論したことはありませんか。

**○古謝隆環境企画統括監** 初めにお断りしておきますけれども、沖縄市のサッカー場の返還地も私は見たことございますので、現況は把握しております。課題は先ほど委員がおっしゃるように、いろいろなものが出てきてその都度ストップするということです。これについては、今後返還される予定地については返還実施計画を策定して、その中で調査計画は体系的に策定されて作業が進められるということになっておりまして、ある程度円滑に進むと思います。一方で、既に返還された跡地で出てきたような事例がありますので、環境部としては今後ガイドラインを策定して、こういった事例が起きたときにはこういったような形で体系的に調査をして、跡地利用もしくは現状復旧、支障除去が適正に行われることができるように、ガイドラインの策定に昨年度から取りかかっているところでございます。

**○又吉清義委員** 非常に疑問でならないものですから、ぜひ敏速にできる方法をお願いしたいということだけなのです。西普天間住宅地区も返されて支障除去にとっても時間がかかるとよくないと思いますので、それをいかに敏速にできるかということをや行政側としても、今の取り組みでいいのか考えていただきたい。このままでいくと恐らくあと1年かかってもサッカー場は相変わらずできない。都市計画どころか芝生を張りかえようとしてこういうものが出てきてしまった。正直言って市民は困っているのです。使いたくても使えなくてとても困っているのが現状ですから、やはりスピーディーにできる方法をぜひ皆さんに考えていただきたいとお願いしたい。それと、一つの考え方としてどう

ですかと私がお願いしたいことが、基地内でアスベスト云々と言われますけれども、明確な返事を出してもらいたい。要するに、民間でもアスベストはいっぱいある中で、これの除去に関しては全然心配はなく、完璧に除去できる方法も普及しています。県内の建設業者にもアスベストを除去する資格を持った方もたくさんいるという中で、基地内だけにしかアスベストはないみたいですがけれども、今の工法、技術では何の心配もありませんと明確に言うべきだと思います。そうしなければ、知らない方からすると飛散性にしろ非飛散性にしろ基地のアスベストは怖いのだという印象を受けます。確かに、私が小さいころは各公共施設やアパート、駐車場など多くにアスベストが入っていました。しかし今の技術では密閉型でしっかりと撤去ができることに心配はありません。実際に私の地元である宜野湾市我如古の地域にも大きい建物がありました。私も業者と打ち合わせをして、しっかりと見守る中でいかに安全対策を立てるか、このような方法であれば心配ありませんねということで地域でもしっかりとやって不安を取り除いて除去してもらいました。やはり皆さんはどうも自信のないような答弁をするものですから、この辺をしっかりと明確にやらないと土木関係だと思えますので、技術的にも皆さんは全く心配ないということは自信を持って言えないのか、または不安なのか。それとも、民間のアスベストが入っている建物と米軍基地内にある建物にあるアスベストは中身は一緒だと思いますけれども工法に何らかの問題があるのか、その2点について改めて御答弁をお願いしたいと思います。

**○古謝隆環境企画統括監** アスベストにつきましては、広範囲に使われておりまして、国の推測では平成40年ごろに建物解体のピークを迎えるということで、その際にはかなりの量のアスベスト撤去作業が生じるとされております。大気汚染防止法の中では、飛散性のアスベストについては事前に届け出をするように規制されております。一方で非飛散性のものについては、これまで大気汚染防止法でカバーしておりませんでしたので、今定例会の中で沖縄県生活環境保全条例の改正で非飛散性のものを県知事に届け出ただいて把握をし、適正に処理するというところで、今、条例を上げているところでございます。これでもって民間地域を含め、沖縄防衛局が今度行う西普天間地区の149棟のうち140棟に非飛散性のアスベストがあるとされていますので、条例適用は平成28年4月からですがけれども、こういったものについても準用していただく形で適正に処理ができるのではないかと考えております。技術的な面につきましても飛散性のもの非飛散性のものについて環境省でガイドラインをつくってございまして、マニュアルもしっかりしたものがつくられておりますので、それを運用す

ることによって適切に安全安心な除去作業ができると考えております。

**○又吉清義委員** 今の答弁は余り自信がないと私は思っております。民間はもっとしっかりとしています。完璧にこなしますよ。なぜ県がそこまで情報を知らないのかとあえて言いたいのです。飛散性であれ非飛散性であれ自信を持ってできますと皆さんが言わないと、県民はいたずらに不安になっているのです。民間工事ではこれほど完璧にするのに、肝心な管理者である皆さんがその程度の自信では困りますと言いたいので、ぜひ自信を持って完璧にできますぐらいに言わないと、県民はアスベストに対して不安がります。今は防護服や空気を抜いて密閉して中に入るやり方や、二重、三重にされたドアなど、完璧に除去するので見事でした。これが密閉型というのかということ、撤去工事をやった業者からこのマニュアルは見せるなど言われているので、県にそこまでのマニュアルがないようでしたら、私はむしろ民間から学んでこのようにしないさいとやるぐらい完璧にやっていただきたいとお願いしたいと思います。そうしなければアスベストが含まれた建物がある西普天間地区は住宅街にあるため、問題がなくてもいたずらに騒いでしまうのです。余計な不安は与えるべきものではなく、しっかりとした情報で県でも把握をしてやっていただきたいとぜひお願いしたいと思います。

あと1つ、107ページ、陳情第32号について農林水産部にお伺いしたいです。ぜひこれも調査していただきたいのですけれども、今、辺野古で岩礁破碎に関する陳情が出ています。自然はできるだけ保護するという事は理にかなっていると思います。県の赤土等流出防止条例がありますけれども、県内では年間何十万トンの赤土が流れていますか。何が言いたいかといいますと、辺野古区でそういったケーソンでサンゴが破壊されることは私も否定はしません。ただし、辺野古の大浦湾近辺でどのぐらい海が汚れるか皆さんは見たことがありますか。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** 赤土の流出に関して数字は掌握しておりませんが、沖縄県全体の赤土流失のうち農地からの流失がかなりの部分を占めているということは承知しております。私も大浦湾の赤土堆積状況についても現地は何回か見たことはございます。そういった中で、対策としては条例も当然ありますけれども、農地対策としては大きく言いますと、まず農地からの発生源対策という面と、農地から流出したのものについては土木的対策として末端で沈砂池をつくるとか、あるいは農地の勾配を緩くするといった対策を現在進めているところでございます。



○又吉清義委員 大浦湾の東海岸からの赤土流出は半端ではありません。私が調査した結果、辺野古でのケーソン工事で潰されるサンゴの量と赤土流出で潰される量はどちらが多いのかということです。これほどすごいのかと、見たらすぐわかると思います。赤土が海に流れる量は半端ではありません。そういうこともしっかりする中で、そういったものにも取り組んでいただきたい。もっと大きなところで海を潰しているのに、これにふたをするということでもいいのか。私は雨降りでの現場を調査してみてショックを受けました。よければ後で写真をお見せします。あの一帯の海を汚染する赤土が流れる量は半端ではありません。こういうものをいかに守るか、本当に海を大事にしたいということであれば、そこも取り組まなければなりません。これを伏せておくということは、どうも片一方だけに偏っていないかという不安があるのであえて言っているのです。ぜひそれもしっかりと調査をして、現場を見ればすぐわかりますから。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 3ページ、陳情平成24年第129号の2と、27ページ、陳情平成25年第25号の2に関連して保健医療部にお尋ねします。枯れ葉剤の直接的な問題ではありませんけれども、米軍従業員等の米軍人の出入りに関しては知事公室長、C I Q等のチェック機能はありますか。

○町田優知事公室長 米軍人に対して、検疫に関する日本の法律は適用されておりませんので、日本側の検疫はありませんけれども、米軍独自に検疫をやっていると聞いております。

○比嘉京子委員 それを受けて保健医療部にお聞きしたいのですけれども、隣国でも中東呼吸器症候群—M E R Sの問題などありますけれども、外国から観光客等が入ってくる時のチェックは国内法であります。沖縄県のように米軍人・軍属が非常に多い地域は直接基地内に入入りし、基地外へ出ることを規制するものではないですよね。そのことにおける感染症等の予防的な対策は考えられているのでしょうか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 検疫につきましては、知事公室長からあったもの

と同じ話を我々も聞いております。海軍病院の中に公衆衛生部がございまして、そちらに公衆衛生の専門家がおられます。そちらと我々の健康長寿課と日ごろから連携をとって、発症動向などをお互いに確認しているところです。検疫についても国内法と同じような形でなされていると伺っております。

○比嘉京子委員 これまでの歴史的に、そこから派生してきた感染症はあるかどうかおわかりでしょうか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 直接持ち込まれたということではありませんけれども、沖縄県では発生はありませんがしばらく前ははしかの流行が時折繰り返してございました。それで基地内での日本人を含めたいろいろな集まりの中で、どうやら広がったかもしれないということがありまして、そこでいろいろと情報提供をいただいたという事実は記憶しております。

○比嘉京子委員 いまだ地位協定の改定でも国内法の適用が問題として入っているようですが、その強化と、今のような海軍病院との連携を密に強化していただきたいと要望しておきます。

次に、45ページ、陳情平成25年第77号の2に関連する返還跡地における汚染問題ですが、46ページに記載されている処理概要に「米軍に対し、使用履歴等に求めていくことを確認したところであります。」という文言があります。それはどうなっているのでしょうか。使用履歴等を出していただくということは、他の国においては当然のことにされていると思いますが、これを要求している段階であるということですが、それは履歴を出していただける環境にあるのでしょうか、いただいているのでしょうか。

○町田優知事公室長 米軍からまだ回答が来ておりません。

○比嘉京子委員 処理概要の最後2行ですが、土壌汚染等の問題については国の責任において徹底的に周辺地域の調査または除去について申し入れているとありますが、それは確約されているのでしょうか。

○古謝隆環境企画統括監 跡地利用推進法の中でこれから返還される軍用地についてのお話だと思いますけれども、その趣旨を尊重していただくということは企画部もしくは知事公室も含めて従来から主張していることとございまして、環境調査の状況としては、実質的に国の責任のもとに国が主体的になって

磁気探査をしたり、レーダー探査をしたりということで支障除去の作業を進めているところがございます。最近、調査結果の状況について発表がございましたけれども、現状回復も含めて計画をしていると防衛省は公表しております。

**○比嘉京子委員** 当初、沖縄市等も独自の調査をかけたりして出費をしていると思うのです。この2点は皆さんの処理概要の中でも重要な問題ではないかと注目しております。ぜひ、これまでの使用履歴を本当に出してもらえるかどうかをきちんとするというのと、責任の所在をしっかりとやる。全てが日米地位協定に戻ってくるわけですけれども、いわゆる汚したい放題をして後は日本の責任でそれを改善しなさいという問題も全て日米地位協定の問題にかかってきますけれども、少なくとも沖縄県においてはそういうことに我々の血税を使わないということを、しっかりと担保していくことが非常に重要だと思われまますので、お二人にもう一度答弁をお願いしたいと思います。

**○町田優知事公室長** 私どもは、毎年軍転協でこの種の要請をしております。その中で、返還された土地についても跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において支障除去などの地権者の負担が生じないよう適切に処置を講ずるよう要請しております。また今年度もこの趣旨については要請したいと思っております。

**○古謝隆環境企画統括監** 沖縄防衛局において、沖縄市サッカー場のグラウンド部分あるいは駐車場部分の調査を現在全面的に行っておりまして、分析をした上で掘り起こしもしくは探査などを行っているところがございますけれども、沖縄防衛局が6月末に発表した資料によりますと、引き続き残りの分析を進め沖縄市等と十分調整の上、適切に対応してまいりますということで、沖縄防衛局が主体的に調査をして現状の回復まで持っていくものだと思っております。

**○比嘉京子委員** 日米地位協定の改定をどれだけ出し続けたかわかりませんが、これは改定のレベルではないという認識さえも我々は持っているのです。今、皆さんが出している現状回復、環境の浄化、不発弾処理における米側の責任の実施というところに米側が応じていないのです。これほど都合のいい協定はないわけですから、米側から変えていいですよと言ってくることは誰が考えてもかなり厳しいものがある。そのときには、日本政府にしっかりと担保をとっていくことが沖縄県のスタンスとして私は求められるべきだと思うの

で、ぜひとも要請だけではなく確約をしっかりととれるように、またとるべく努力をしていただきたいと思います。

最後に、128ページ、陳情第76号、北部訓練場の問題についてお聞きしたいと思えます。1点だけですけれども記の5番目に、翁長新政権として早急に現地の視察を行いというのがありますけれども、私は現地の視察のみならず実態調査が必要だと思っておりますが、それは今どのような状況にあるのでしょうか。

○町田優知事公室長 実態調査につきまして、特に騒音の問題が大きいものですから、その件につきましては私どもも要請しておりますし、現実に沖縄防衛局で騒音測定機を現地に設置して、騒音の状況は把握していると聞いております。

○比嘉京子委員 この要請であるような、現地視察それから住民の意見聴取ということについてはどのようにお考えでしょうか。

○町田優知事公室長 知事の日程等を勘案しながら今後検討したいと思えます。

○比嘉京子委員 知事みずからでなくても、知事公室でぜひとも早急にお願いしたいです。顔が見えるくらいの低空飛行が非常に恐怖だと、それにオスプレイの数も含めてですけれども、非常に頻繁になっているということも含めて、やはり私は現地に視察へ行くなり住民の意見を聞くなり、まずスタートかと思っておりますので、ぜひとも知事公室長はできるだけ早く現地にいらしていただきたいと思いますと思えますが、いかがですか。

○町田優知事公室長 私どもは常に機会を見ながら現場には足を運ぶようにしておりますので、今後とも機会を捉えながら現地の確認をしたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 123ページ、陳情第72号、相次ぐ外来機飛来による騒音激化に関する陳情ということで、こちらは嘉手納町議会から陳情が出されておりますけれども、米軍基地関係特別委員会が開かれるたびに陳情が出されている状

況ということは、嘉手納飛行場そのものが今、常駐機に加えていろいろな外来機が飛来して訓練している状況で、周辺住民は騒音に対して相当ないら立ちを持っていて、生活環境が相当悪化しているということで、たび重なる騒音そして陳情ということなのです。陳情に対して基本的な県の姿勢の説明をお願いします。

○町田優知事公室長 私どもとしても、外来機であれ常駐機であれ周辺の住民に被害や不安を与えることはあってはならないと思っておりますので、過重な基地負担を少しでも軽減するように、今後とも日米両政府に要請していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 嘉手納基地や普天間基地の周辺自治体は、独自に住民の苦情やら測定機を設置しながらどういった状況に置かれているのかということ进行调查しながら、実態を踏まえて要請行動や抗議行動をしていると思いますけれども、県としてこの前の代表質問や一般質問に答える形でどのような状況かということで、1日15.6回ふえているのだという内容の答弁があったと思いますけれども、これまでどれぐらいあってこの数字がふえたか。実際に起こっている基準値といいますか、それを超える騒音が一日にどのぐらいの頻度で起こっているのか、実態は数字としてどのように出ているのでしょうか。

○古謝隆環境企画統括監 一般質問のときの答弁の繰り返しの部分と、後でデータを補足しますが、嘉手納飛行場におきましてはことし1月から4月にかけてF16戦闘機が暫定配備されましたけれども、その配備期間94日間と配備前94日間の航空機騒音の発生状況を比較しますと、外来機の暫定配備に伴って、1日当たりの平均騒音発生回数が飛行場周辺で最大15.6回増加するとともに、飛行場南西側の2局で環境基準値の指標であるLdenの値が通常よりおおむね5デシベル増加しているというデータが出ております。

○仲宗根悟委員 これはもともとの数字から15.6回ふえていると言いますがけれども、何回からどれぐらいになって15.6回ふえているという数字になっているのですか。

○古謝隆環境企画統括監 15.6回は最大にふえた局ですけれども、うるま市に美原局がございまして、配備前は1日当たりの騒音発生回数が41.2回、配備中が56.8回、この差が15.6回でございます。

○仲宗根悟委員 県が設置している騒音測定機は飛行場周辺それから住宅街周辺だと思えますけれども、嘉手納飛行場それから普天間飛行場とそれぞれ測定地点は何カ所設けているのですか。

○古謝隆環境企画統括監 県の測定局と市町村の測定局を合わせていろいろな分析しているところでございますけれども、嘉手納飛行場につきましては周辺地域22局で測定しているところでございまして、平成26年度は22局中8局で環境基準値を超過している状況でございます。普天間飛行場は15局ありますけれども、上大謝名はおおむねデータが高いところでございまして、特に外来機が来たときは騒音が高くなる地点でございます。

○仲宗根悟委員 測定地点から出た結果を踏まえて、県も数字を確認しながら直接沖縄防衛局なり米軍なりに要請行動を行っていると思っておりますけれども、暫定配備された機種によっていろいろな訓練の動き方といいますか、基地周辺にとどまらず島尻郡あたりや那覇市上空など、県民から米軍機なのか国内の旅客機なのかわからないがこれまでなかった騒音があるのだといった苦情もあろうかと思えますけれども、機種によって範囲が異なる動きがあるのだらうと思えますが、その辺の騒音測定について県はどのような対応をお考えでしょうか。

○古謝隆環境企画統括監 航空機騒音測定については、上空の音を拾ったりあるいは航空機から出る信号をキャッチして航空機騒音であると確認した上で騒音を拾って、データを集計して、環境基準に適應しているかどうか確認をしているところでございますけれども、具体的にどの機種とどういう関係があるのかというところまでは拾えるシステムにはなっておりません。一方で、最近飛行ルートが変わってきているのではないかという懸念もありますので、それについては広域的な実態把握の調査を今年度から進めているところでございます。

○仲宗根悟委員 暫定配備の外来機の飛来によって、嘉手納飛行場周辺それから機種が変わることによって恐らく那覇市や南部にも騒音が及ぶほど米軍機の訓練が広がっての苦情かと思えますけれども、同じように高江の上空でもそうだと思います。今、比嘉委員がおっしゃったように、オスプレイが来ることによって北部訓練場の騒音もいろいろな形で変化が起きていると。県として騒音

結果を踏まえながら実際にどのようなアクションを起こしているのか、そういった対応について沖縄防衛局を通しての米軍への申し入れですとか、いろいろな形で行っていると思うので、どのように対応されているのでしょうか。

○町田優知事公室長 先ほど申し上げたように、高江については沖縄防衛局で騒音測定機器を設置しております。それに基づいて測定結果も来ているようでございますけれども、その状況をもとにまた地元とも意見交換しながら今後の対応については検討していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 普天間飛行場あるいは嘉手納飛行場もそうですけれども、夜間、早朝で相当な苦情があるようです。周辺自治体や周辺住民と騒音防止協定を交わしながら夜間あるいは早朝を含めて飛ばしてはいけませんという約束事が今、形骸化されてどんどんなし崩しにされながら、早朝も飛ぶそれから制限した時間を超えても飛ぶという状況がありますので、ぜひともこれも含めて毅然とした態度で県はしっかりと県民の立場に立って、沖縄防衛局あるいは米軍に申し入れをしてほしいと思いますので頑張ってくださいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 116ページ、陳情第53号、ホワイト・ビーチ寄港に関して、原子力潜水艦はどういう目的で寄港するのですか。

○町田優知事公室長 外務省からの通報によりますと、休養、補給あるいは人員や病人の移送及び運用上の理由などとなっております。

○吉田勝廣委員 運用上の理由というものは、どういうことですか。

○町田優知事公室長 それ以上は明らかにされておられません。

○吉田勝廣委員 運用上の理由を聞いたことがありますか。

○町田優知事公室長 聞いたことがございません。

○吉田勝廣委員 原子力潜水艦が寄港してこれまで、どういう種類の潜水艦が

寄港していますか。

○町田優知事公室長 ことしになって寄港している原子力艦船につきましては、例えば1月はレイビイル、パサデナ、オリンピア、2月がハワイ、4月がジャクソンヴィル、5月がハンプトンといった艦船が寄港しております。

○吉田勝廣委員 原子力潜水艦の種類が多くて、ホワイト・ビーチに頻繁に入港していると。運用上の関係からしますと、ここはどういった形でこれほど頻繁に潜水艦の種類も変わっている。この辺は県として分析したことはありませんか。要するに、潜水艦の寄港が同じものではなく16隻で全部名前が変わっていますよね。太平洋かどこかでこの潜水艦が寄港を繰り返していろいろ何かをやっているわけですよね。ですから、その何かを調査する方法があるかどうか、聞く必要があるかどうか、そこを少し聞かせてくれませんか。

○町田優知事公室長 先ほど理由を申し上げたのは一般的にという意味で、幾つかの理由を申し上げたのですけれども、ことし寄港している原子力艦船につきましては、補給維持、休養という目的で寄港していると聞いております。

○吉田勝廣委員 ホワイト・ビーチにはそういう機能があるということなのか、その原子力潜水艦はほかに寄港しているところがありますか。例えばフィリピンや東アジアや本土といったところに寄港したことはありますか。

○町田優知事公室長 県外では横須賀と佐世保に寄港したことがあると伺っております。

○吉田勝廣委員 寄港状況も調べたことありますか。

○町田優知事公室長 系統立てて調査したことはございません。

○吉田勝廣委員 これはぜひ調査していただきたいと思います。それから、その潜水艦はどこに艦隊に所属しておりますか。

○町田優知事公室長 その情報については把握しておりません。

○吉田勝廣委員 知事公室なので、皆さんのほうが軍事問題を調査研究する場



所ですから、これは基本的なことだと思いますので、ぜひ調査研究して報告をしていただきたいと思います。原子力潜水艦とは、よく言われる米国の核戦略の一つを担っているのです。これは最近では重要視されていることです。核兵器を持ち込んだことはありますかと聞いたことがありますか。

○町田優知事公室長 私どもで聞いたことはございません。

○吉田勝廣委員 これもぜひ聞いてみてください。前は、よく艦船が来るたびに核兵器を持ち込んでいるのかいないのかよく聞いたのです。よくB52がグアム島から来たではありませんか。そのとき、これは核戦略爆撃機なので核兵器があるかないかとよく言ったけれども、これに対してはノーコメントということが核戦略だと言ってきたので、その辺は古典的なことだけれども聞く必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○町田優知事公室長 委員も御存じのとおり、我が国は非核三原則を堅持しておりますけれども、実態として確認したほうがいいのではないかと御提案かと思っておりますので、どのようなことができるのか検討してみたいと思います。

○吉田勝廣委員 問えばいいのです、あるかないかと、言えませんかというのであれば。要するに、古典的なことだけれども搭載しているかどうかについては、毎回聞かなければならないと思います。基本的にはそのための潜水艦で、運用上いろいろあるわけなのです。いつも非核三原則を堅持しているから核兵器は積んでいないだろうと。非核三原則は守られるものだと私は思っています。そういうことでよく理解しておいてください。

それからもう一つ、陳情第55号。これもオスプレイの件ですけれども、私はハワイの現場にも行きましたがハワイの飛行場と沖縄県の普天間飛行場などでは、いわゆるLZと呼ばれる離着陸帯は全然違うと感じました。知事公室長は現場へは行っていませんか。そういうところで墜落をし、その原因が公にされていますか。

○町田優知事公室長 まだ公にされておられません。

○吉田勝廣委員 公にされていないにもかかわらず沖縄県では頻繁に演習しているということになりますよね。これも逆に言うと1回申し込んだから、はい、そうですかと言うことではないのです。要するに公にされていない以上は、常

にオスプレイの訓練はやめたほうがいいのではないかと。この陳情書にもあるように、「嘉手納町域及び近隣上空での訓練、飛行を禁止すること。」と書いてあるのです。嘉手納町議会からすれば、いろいろな飛行機からの落下事故に対しても飛行停止することといたったかなり厳しい要請書が出ているわけです。自分の上空あるいは近隣上空を飛ばないこと。これは宜野湾市も出していると思いますけれども、いつ起こるかわからないから、これに対して1回言ったから終わりましたということではないと思います。その辺はどうか、1回言ったからもう終わりましたでは済まされないのではないかと。やはり公表されていない以上は、いついかなる場合でも危険性があるという認識のもとでしっかりとやらなければならないと思いますけれども、いかがですか。

○町田優知事公室長 私どもとしても、その飛行機が墜落した原因についてはしっかり注視していかなければならないと考えております。

○吉田勝廣委員 公表されていない以上、やはり沖縄防衛局や米軍に対して、県民に不安を与えているのでやめたほうがいいのではないですかということとは随時言うべきではないかということです。言ったのは1回だけでしょう。何回も言うべきですと私は言っているのです。

○町田優知事公室長 機会を捉えて随時要求していきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 「日米地位協定の抜本の見直しを図ること。」と陳情に書いてありますけれども、私が本会議でも取り上げた日米地位協定第17条の第10項のいわゆる警察権を与えるというものです。基地内における警察権の行使ができる。日米地位協定上で警察権は何を意味すると思いませんか。

○町田優知事公室長 警察権の定義につきまして、これといったはっきりした文章があるわけではありませんけれども、一般的には搜索、差し押さえ、検証などの行為を指すものだと理解しております。

○吉田勝廣委員 率直に言えば、警察権とは現在警察官が持っている権力を行使するということです。どうですか。

○町田優知事公室長 一般的にはそうだと思います。

○吉田勝廣委員 日米地位協定上の区域内は米軍に与えられていると。そこでの逮捕や拘束は日米地位協定上許されるとの皆さんの答弁でした。皆さんの答弁では、「日米地位協定第17条第10項（a）では、「合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。」と規定されています。外務省によると、米軍当局が日米地位協定に定められた施設・区域の提供のために必要な処置を、当該施設・区域内に日本人警備員にとらせることは同協定上認められており」と。これは、「施設・区域内に不法に侵入した者の身柄の確保を含めると考えるとこのことでもあります。」、これは皆さんの答弁です。日本の警備員が警察権を行使する、全ての警察官が持っている権利を警備員が行使するという事は、例えば警察官は警察学校に入って試験を通過して警察官になるわけですよね。しかし、警備員は権力を行使するための物事や判断を学習しているかどうかについてはどうお考えですか。私は非常に疑問を感じるのです。

○町田優知事公室長 確かに委員がおっしゃる疑問は私どもも感じておりまして、その辺についてはもう少し研究してみたいと思います。

○吉田勝廣委員 しかも、これは銃を携帯することも許可されている。そして警棒や手錠も持っているのです。仮に基地内で彼らが拳銃で射殺するとどうなるか。そしてもう一つに、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法—刑事特別法がありますよね。刑事特別法によって警備員が拘束や逮捕できるかどうか。我々はいつも日米地位協定を改定しろと言いますけれども、なぜ改定しなくてはならないのか。どういう事例があるからどうするか。この刑事特別法も日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約—日米安保条約と一緒に古いもので、その当時は日本において警備員がいなかったと思います。ですからそういうことも含めると、刑事特別法で対応できるかどうか、どうお考えですか。

○運天修基地対策課長 これは一般質問の際にもお答えしたと思いますけれども、法務省に対して、刑事特別法は、米軍に対して何らかの権限を付与しているものではなく、米軍が逮捕、拘束を行う際の根拠となるものではないと理解しているが、当該理解でよいかと照会したところ、当該理解でよいという回答がございましたので、刑事特別法に基づくものではないと考えます。

○吉田勝廣委員 そうした場合、辺野古における一連の拘束劇がありますよね。これは何に基づいてやっているのですか。警察権とは何ですか。

○運天修基地対策課長 外務省によりますと、米軍当局が、日米地位協定に定められた施設・区域の警備のために必要な措置を、当該施設・区域内で日本人警備員にとらせることは同協定上認められており、当該必要な措置には施設区域内に不法に侵入した者の身柄の確保も含まれ得ると考えるとの説明がございました。

○吉田勝廣委員 それは私の一般質問で答えた内容ですのでそれはよくわかります。では、不法とは何かということについて議論をしたいけれども時間がかかるので、問題は警察権というものが一般の警察官が持つような権限を警備員に与えるとするならば、これは日本の法律を無視したようなものです。ある意味では日本の国家権力が取り締まりとしての警察権を持っているのです。税務署や警察署といった「署」がつくものには刑罰があるのです。逮捕権や捜査権を持っているのです。ですから、警察権を行使できるということ自体が日米地位協定上は許されるかもしれないけれども、沖縄県の基地は沖縄本島だけでも18%あるわけであり、常に対峙するのです。常にそういうことがあって、逮捕の危機がある。不法とはどういうことか、線を引いてそこに一步入れば不法になるのか。彼らはそれを拘束するのです。沖縄県の警察は拘束しないのです。といいますのは、不法に侵入した者であれ不審者であれ施設・区域内で日本の警察権が及びますか、及びませんか。

○町田優知事公室長 施設区域内においては米側に逮捕する権限があると理解しております。

○吉田勝廣委員 すると日本の警察はそこで逮捕する権利はないのですか。これはまた国会で議論していただきたいものですが。

○町田優知事公室長 日本の警察当局でも米側の同意がある場合は逮捕できるという規定もあると聞いております。

○吉田勝廣委員 そういう取り決めというものは、日米合同委員会で取り決められるものだから、法律の解釈論から全て日米合同委員会で行われるのです。そうすると、日本が持っている国家権力を適用した場合、警察権を抑えられる

のか。沖縄県以外では起きない事例だと思うのです。その辺をもっと明らかにして、どうなのかと。現場では警備員の判断によって拘束するのです。例えば我々が基地反対をして、表現の自由、反対する自由はあります。しかし、線を引いて一步でも入っていると、私には警察権がありますので拘束して連行しますとなるのです。これをやった場合、警備員から日本の警察へと身柄は引き渡されるのです。引き渡される時に逮捕状をとるかからないかについては、またそこで審査されるのです。今、行われていることは、拘束されて名護警察署へ連行されて、そこで取り調べを受け釈放されるわけですね。なぜ釈放されると思いますか。問題はそこなのです。なぜ刑事訴訟されないのか。ですから、警備員が何もわかっていないということなのです。そういうことがあるから、警察権を警備員にさせること自体大きな問題になるということです。

もう一つ言うけれども、例えば現場行くと警備員が基地の外にいる人たちの写真を撮っているのです。私もこれについては一般質問で聞きましたけれども、日米地位協定上の警察権の行使だから許されるのか。これについて外務省は現場がわからないからわかりませんと答弁されているのです。ところが、施設内のことであれば、これは施設外のことだから写真を撮ったりすること自体が変ではないのか。法的根拠に基づいて現場は動いていきます。外務省がそう言っていますのでと言われたら私たちは困るのです。日米地位協定上はどうなのかということなのです。

**○町田優知事公室長** 一般的に警備員あるいは基地内の施設から外側に対して写真を撮ってはいけないといった規則は恐らくなかったと思います。

**○吉田勝廣委員** あなたが今言っていることは、自由にやっけていいということですか。調べずに簡単に言ったあなたの発言は厳しいですよ。人には肖像権があるし通る権利もあるのです。現場であっても警察官は写真をたくさん撮っていて、これは迷惑な話です。

**○町田優知事公室長** 確かにおっしゃるように肖像権の問題がございますので、その点からの規制はあると思います。

**○吉田勝廣委員** 例えば施設を撮影したらだめだという話がよくありますよね。しかし彼らが基地の中から写真を撮ることは自由なのかと聞いているのです。我々が道を歩いていて、勝手に写真を撮ったらだめですよ。ですから、そういうことも含めて日米地位協定上はどうなのかということなのです。要す

るに、日米地位協定上は警察権を付与するだけで細かいところまで規定されておらず、その行為に対してはどうかとしか言っていないのです。今、現場でも警察官が写真を撮っていて、ある意味では警察行為でしょう。予防措置であって犯罪を起こす可能性があるから、撮影してそれを立証するためであるとかいろいろ言うでしょう。しかし、基地の中から写真を撮ることはどういうことなのかもう一度聞いてみていただけますか。

○町田優知事公室長 その点について勉強して調べてみたいと思います。

○吉田勝廣委員 もう一つは、日米地位協定上、民間警備員が基地内で常時滞在している。それから基地の正面ゲートを24時間交通整理をしたりいろいろやっているのです。これについても一般質問では契約がないからわかりませんと答弁されていましたが、私が言ったのは日米地位協定上でこれが許されるか許されないか。誰の権限でもってこういうことができるのか。さらにもう一つは、国道もこの警備員が24時間体制で交通整理をしているのです。だからこそ、防衛省と警備会社との契約は日米地位協定上どうなっていますかと聞いたかったのです。どういう権利があって、陳情したり抗議したりあるいは辺野古で頑張っている人たちに対して彼らが押し寄せ、口論をしてけがを負わせた場合どうするかといったさまざまな事例が出てくるのです。だからこそ、不測の事態が起きないように契約関係がどうなって日米地位協定上はどうなっているのかということをお前は質疑したのです。これに対する回答はまだないですか。

○金城典和辺野古新基地建設問題対策課副参事 沖縄防衛局から契約内容等の警備に係る具体的な内容については、工事の安全を確保する観点からお答えを差し控えたいという回答がございました。

○吉田勝廣委員 こういうことがあってはいけないのです。実際やっている法的根拠は何なのかと聞いているのです。工事関係を含めて24時間警備して、小競り合いも始まるのです。そしてまた米軍基地を24時間彼らが交通を取り締まっているのです。この意味がわからないのです。逆に軍の警備と民間の警備とはどう変わるのか。軍の警備では認められており、民間の警備はどうかと。恐らく米軍の承諾を得てやっていると思いますけれども、普通の庁舎などを警備している警備会社がありますよね。皆さんとの契約関係は民と民との契約ですよ。防衛省も民と民の契約です。これを明らかにできないということはおかしいですよ。県庁舎でも沖縄県と警備会社がどういう内容で契約している

かどうか明らかにできるでしょう。警備の範囲の問題です。これをぜひしつこく聞いてください。そうしなければ、不測の事態が起こる可能性があります。向こうにも20名、30名、40名いるわけだから。そこは聞いてください。

軍の警備員が逮捕をしたときに、この逮捕という事態は施設内なので拘束はできる。これは警察権を与えられているけれども一つの刑事事件としての拘束なのか、単なる拘束なのか。つまり、刑事手続としての逮捕なのか。例えば、日本の警察官は逮捕する以上はちゃんと持っていくのです。現行犯の場合は逮捕して、ちゃんと法的手続をとって起訴していくのです。それは刑事手続というけれども、この場合は軍の警備員はそういうことを頭に入れて逮捕、拘束をやっているのか。逮捕というものは概念が非常に広いけれども、これはどういう感じですか。

○町田優知事公室長 委員から逮捕という言葉がございましたけれども、外務省によりますと身柄の確保という言葉を使っておりまして、施設区域内警護のための必要な措置として、施設区域内に不法に侵入した者の身柄の確保ができるということがございます。

○吉田勝廣委員 確保だから釈放しなければならないのです。ポイントはそこなのです。刑事手続を想定せず身柄を確保して、その身柄を沖縄県警察に渡すのかあるいはそのまま施設外に出すのか、ここがポイントなのです。例えば5メートル入ったので身柄を確保します、手錠もかけてやるのでそれを私たちは不当逮捕と言っているのです。警備員は過剰防衛ではないですかという意味なのです。ですから我がほうの言い方は理にかなっているのです。その辺を今後きちんとしてください。恐らくこれは私たちも申し入れなければならないと思います。海兵隊の司令官に対していろいろな意味で過剰でないですかと。日米地位協定上はそのようにやられたけれども、実際の運用の問題では厳しいですと言わなければ野放しになっている。その辺はどうですか。現場を見ながらいろいろやったほうがいいのではないですか。

○町田優知事公室長 委員の大変詳細な理論展開は、私どもも大変勉強になっております。ぜひこの件について私どもも法律上どうなのか、日米地位協定上どうなのか、その辺は勉強してみたいと思います。

○吉田勝廣委員 もうそろそろ終わりますけれども、私はそういうことを一つ一つ事例に合わせて今の日米地位協定がどうなっているのか。日米地位協定第

17条の関係については非常に多いのです。この辺は事例に応じながらお互いに議論をして、私はこの間、日米地位協定の問題を言ったけれども、最終的には臨時制限水域問題も日米地位協定ではどうなっているのか。勝手に米軍と外務省が日米合同委員会で決定してそこは臨時制限区域にしましょうと。その意味はどういうことかという、1つは、工事の運用がスムーズに進むように、もう一つは、臨時制限水域だからそれだけではできないため水陸両用訓練もします。しかし、訓練も工事が終わったらやめますということなのです。ですから、こういう日米合同委員会のあり方も問題です。米軍と外務省が日米合同委員会で相談すれば新たな土地を使用できるということなのです。これがおかしいのです。ですから、臨時制限水域についても、皆さんからの答弁はありましたけれども、日米合同委員会で決定しましたからということでは済まされないで、我々は議論をしているのです。ですから、日米地位協定上大きな問題ですよ。勝手に人の海や土地を日米合意で使用しましょうということは、強制接収と同じになる可能性があるからそこは嚴重に抗議しなければならないということが、私が今思っている意見なのです。これから大いに勉強しましょう。終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 121ページ、新規の陳情第68号です。皆さんの処理概要にもありますけれども改めて確認をしていきたいと思えます。しゅんせつ、床堀の図面と海底改変範囲図に長島あるいは平島を含めた改変について記載はありましたか。

○伊禮年男土木整備統括監 公有水面埋立承認願書には記載はありませんでした。

○新里米吉委員 埋立承認願書に記載がなかったということですね。

○伊禮年男土木整備統括監 あわせて添付図書等にもそういう改変があるとわかるような資料はありませんでした。

○新里米吉委員 皆さんは、2013年12月27日の埋立承認まで4次にわたる質問をしておりますけれども、この問題については質問したことはないということ



になりますね。

○伊禮年男土木整備統括監 質問はしていない状況です。

○新里米吉委員 そうすると、床堀の施工範囲と長島の一部が重複するかどうかということについても確認はできていないということですか。

○伊禮年男土木整備統括監 図面で確認はしていない状況です。

○新里米吉委員 それを今後確認するのは、どの時点になりそうですか。

○伊禮年男土木整備統括監 留意事項で、実施設計ができた段階で事前協議をすることになっております。具体的には、沖縄防衛局で詳細な図面ができた中で影響が出るのかどうか確認できると考えております。

○新里米吉委員 新聞報道では、沖縄防衛局は、埋立承認願書に添付した文書内の図は、しゅんせつ及び床堀の施工範囲を概念的に示したものだ。図上では施工範囲と長島の一部が重複するが、実際の施工で長島を改変させることは全くないと回答したと。これが事実だとすると、彼たちも図の上では重複していることを自覚しているのではないかと思うのです。ただ、今おっしゃるように正式に実施設計ということになると、それはやりませんという発言かと思っていますけれども、皆さんは沖縄防衛局側のこの発言をどう思っていますか。

○伊禮年男土木整備統括監 基本的には委員の発言と同じだと思っておりますけれども、審査の段階でその図面自体がどういう縮尺で描かれているのかもわかりませんので、実質的には縮尺もしっかりして座標もある詳細図面で確認していけるかと。

○新里米吉委員 先ほどからの質疑で明らかなことは、事業者側からこれまで提出された書類にはそのことが全くないので、審査もしていないということですから、これから正式にこの問題が出てくるのは実施設計だと。これは騒がれたので実際の施工では長島を開発することは全くないと回答しているので、実施設計には出てこないと思うけれども、最終的には実施設計が本物になるのですよね。

○伊禮年男土木整備統括監 そう理解しております。

○新里米吉委員 もし実施設計に少しでも触れるような、あるいはその周辺を床堀されても島に影響を与える可能性があるわけですから、島に直接触れなくても島の周辺でも相当な影響を与えると思うので、万一そのようなものが実施設計に少しでもあらわれてくるのであれば、この間は何も触れないで、願書にも記載しない図面にも記載されていないという状況の中で、それが出てきたら大問題ですよ。

○伊禮年男土木整備統括監 基本的に環境への影響というものは対策がとれていないことになるかもしれないということで、具体的には実施設計ができた段階でこちら辺も十分にチェックをしていきたいと考えております。

○新里米吉委員 沖縄防衛局と県の事前協議になるわけですから、これは県としてはこの間出てこないで後出しでこれが出てきたら認められないでしょう。

○伊禮年男土木整備統括監 新たに長島の掘削が出るということになれば、埋立願書に記載されていないということになりますので、今後法的な取り扱いについても検討していきたいと考えております。

○新里米吉委員 個人的にはこれは埋立承認までになかったことが新たに出てくるということになると、撤回の一つの要因にもなると思うぐらいですから、そういう意味では皆さんもここはしっかりチェックして、厳しい対応をしてもらわなければならないと思いますけれども、そういう自覚は持っておられますか。

○伊禮年男土木整備統括監 今回の陳情者の意見も受けて、しっかり図面等をチェックしていきたいと考えております。

○新里米吉委員 その点については以上ですけれども、先ほど最初の質疑と関連して赤土問題について。ふたをしているという話があったが全然そうではなく、私はこの二、三年は取り上げていませんが議員になった当初から毎年のように赤土問題をずっと取り上げて、かなり厳しく県を追及してきたと自覚しております。そして赤土は圧倒的に農地からが多くて8割近くだということも十分わかっていますし、そのときにこれまで言われてきたことは、沈砂池の話は

あったけれども、我々この間の十数年の議論の中でも沈砂池が余り効果を上げていない—全く効果がないわけではなく、それほど効果を上げていない。それを乗り越えて赤土が海に流れるわけですから。緑地帯の問題がかなり議論されたことがあったと思うのです。もっとそのほうが効果があるのではないかと。ただ金がかかる。県は基金をつくるとか何かの努力をして緑地帯をふやしていないと、沈砂池では不十分ではないかと言ってきましたけれども、これは現在どうなっていますか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 農地の観点からお答えしたいと思います。確かに委員のおっしゃるとおりで、先ほども若干申し上げましたけれども、農地からの流出が一番大きな要因で、そのために土木対策として下流側において沈砂池等で土砂の流出を受けて沈殿させて排水するという手法が一つありますけれども、それは当然抜本的な対策ではなく、あくまでもそういった補足的な施設でありますので、できるだけ農地からの流出を防がないといけないということで、一番大きいことは裸地状態を少なくするということが一つあると思います。もう一つは、委員もおっしゃったように緑地帯を設けると。この緑地帯については、当然農地では農家の方々が営農しておりますので農作物を植えるということで、かなりの部分に緑地帯を設けるということに関しては、農業経営上非常に厳しい部分もあるということもあります。そういった面では、営農している畑の周辺にグリーンベルトといった緩衝帯を設けることもかなり大きな効果をもたらすのではないかと理解しております。そういったことも農家の方々に対して、極力そういったグリーンベルト等を設置するようにということで、これは事業の中でも展開しておりますし、別途ベチバーといった苗も配布するような仕組みを市町村ともやっておりますので、そういった形で連携しながら対策に取り組んでいるということでございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

休憩 午後 0 時 3 分

再開 午後 1 時 30 分

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 34ページ、陳情平成25年第20号ですけれども、普天間飛行場の辺野古地先への移設促進に関する陳情が出されております。日米合意を踏まえて普天間飛行場の辺野古地先への早期移設実現を日本政府に強く求めることという陳情内容になっております。この件についての対応をお願いできますか。

○町田優知事公室長 処理概要にも書いてございますけれども、私どもとしては普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設返還の実現が必要だと考えております。また、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしております。戦後70年間過重な基地負担を背負う沖縄県が、危険性除去のためとはいえ代替施設を考えなければならないということは大変理不尽であると考えており、県としては、政府に対し、普天間飛行場の固定化を避け県民の理解の得られない辺野古移設案を見直し、県外移設及び早期返還に取り組むよう求めているところでございます。

○照屋守之委員 これは県知事の立場を表明しているわけですがけれども、陳情者は今抱えている問題について、県が取り組んでいる普天間飛行場の早期返還という部分でぜひそれを早目にするように要請してくれという陳情ですよ。これは沖縄県もそうですけれども、今の日本の社会でもそれぞれの自由と人権とか、あるいは民主主義の中で彼らがそういうことをやっていることについて、県はこういう立場だからそれはまかりならないということがあってはならないのではありませんか。こういう陳情が出ていますよということぐらいは国に上げないと、このような陳情の処理の仕方はおかしい話ではありませんか。

○町田優知事公室長 陳情者はこちらに書いてあるように、早期移設実現を日本政府に求めてもらいたいという陳情の趣旨でございます。しかし一方で、我々県としては、あくまでも辺野古に新基地はつくらせないことが県政の基本でございます。ただ一日も早い移設返還の実現は必要であると私どもも考えているところでございます。

○照屋守之委員 全くおかしい話で、陳情者あるいはその地域が今抱えている普天間飛行場の早期の移設返還を実現するという同じテーマで、そのようにしたほうが良いということで陳情が出されているわけですよ。それは県民の意思として、県の考えはともかく、こういうものが出されていますという伺いぐらひは立てないと。今、県が進めているように、それではあれば今の普天間飛行場の返還問題が実現する具体的な手だても皆さんは示していないのでしょ

う。具体的な手だても示していない人たちが、こういう形でやって我々は受け入れもいいですよという、より具体的な案を持っているところに対して、これはまかりならないからと言って、考え方が違うから対応できないということはおかしい話ではありませんか。

**○町田優知事公室長** 県民の間でいろいろな意見があることについては私どもも理解しております。ただ昨年の選挙でも示されたように県民の大多数は普天間飛行場の辺野古移設に反対であると私どもも理解しておりますので、そのことを知事公約として当選した知事のもと、私どもはその知事公約を政策として実現したいという立場でございます。

**○照屋守之委員** 県民の大多数は反対と言って、その辺野古の当事者はいいと言っているのです。条件をつけながら受け入れは賛成だと言っているのです。それはほかの県民からすると、そこの人たちの意向は無視するのかという話なのです。昭和30年ぐらいに基地の強制収容に対する島ぐるみ闘争がありました。基地に強制的に接收されるのはだめだという全県的な運動が起こりました。そのときに辺野古も全く同じようなことが起こって、彼らはいろいろ考えながら結局自分たちが条件を付して、そういうことができるのであればやろうということで、米軍の民政府と直接契約をして、そういう提供を行ったのです。そのときに山林も使っていいといったいろいろな条件を付したわけです。全県的な反対運動の中から外れても自分たちがそういう形で地域で生活をし、経済的なものをつくり生きていくためには、そういう形で契約してやっていこうという意思決定のもとに契約をしてやってきたわけです。ですから今と全く同じ状況があるのではないですか。これは県がどうのこうのという話ではないのです。政府に対して、沖縄防衛局に対してこういう意見もありますと伺いを立てることすらやらないのですか。民主的な世の中でこういうことはおかしい話です。そういう県民がいるのであればそういう声もありますという形で投げるだけでいいではありませんか。何も一緒に県の立場と同調してやれという話ではないでしょう、どうですか。

**○町田優知事公室長** 地元からこういう陳情が出ていることは承知しておりますけれども、例えば名護市長選挙でありますとか、名護市議会議員選挙で辺野古移設に反対する方々が当選したりあるいは多数を占めるという状況を踏まえ、そして去年の11月に知事選挙がございました。そういう経緯を踏まえて、現在の県の施策があるのです。したがって、私どもとしてはその施策にの

っとして日米両政府に対して要請をしていきたいと思っております。

**○照屋守之委員** 名護市長選挙は名護市長選挙の選挙結果ですよ。当事者である辺野古区は名護市の市街地から離れていて、条件つきながらやってもいい、それを受けて市民の会もそういう方法も含めてぜひ政府に伝えてほしいということであるわけです。市長選挙は市長選挙の結果です。だからといって民主主義の世の中で、名護市の辺野古住民の意思を無視することができるのですか。彼らの人権はどうなるのですか。これまでの歴史はどうなるのですかという話です。ですから、とやかく言わずこういうものがあるのですよということをお縄防衛局に上げればいいのです。ただそれだけのことではありませんか。多種多様に意見があって国は対応するわけでしょう。処理概要がおかしいという話です。国に伝えるということであれば、当然のことです。自分たちが反対だからこれは受け入れられないという話ではないでしょう。おかしいのではないかという話です。上げたらいいですよ。

**○町田優知事公室長** 陳情者がそういう考えだということは承知しておりますけれども、あくまでも県としては辺野古に新基地はつくらせないことを要請していきたいということでございます。

**○照屋守之委員** 我々は今、県民の大多数は県内移設に反対ということも含めて、我々もそう思っています。ただ、こういうように地元の辺野古区を中心に、反対はあっても多数でそういう形で、条件つきで認めてもいいという事実。それを受けてこういうような市民の会が要請をするということがあれば、彼らの意向を受けて国は進めているという理解になるのです。名護市は全体的には厳しいけれども、地元の中の地元が賛成をしているということと、こういうことだから国は進めている、あるいはここからの要望もあって仕事が進められているという理解をすることができるわけです。ですから、今起こっている社会的な部分と実際地元では反対がありながらも条件つきでやってもいいということと、それを受けて名護市にもそういう方々がいらっしゃる。その意向が国に伝わって国も地元がそういう形でやるのであれば、我々もやりましょうということで手続が進められてきたと理解しておりますけれども、いかがですか。

**○町田優知事公室長** 陳情というものは、あくまで県議会に対して出された陳情でございます。ですから県議会に対してこうしてほしいという内容に対して処理概要は県の方針を書くというシステムでございますので、その趣旨に沿っ

て県の方針を書いたということでございます。

**○照屋守之委員** 申し上げたいことは、こういう陳情が出されているということは、名護市全体ではなく当事者である辺野古の皆様方が条件つきであれ賛同を得て、その趣旨のもとに市民の会などが恐らく国にも要請行動をしたのでしょう。そういうことで国は地元が賛同いただけるものであれば、全体的にはなかなか厳しいことはあってもやらなければならないということになったとお伝えしたいわけです。私もこれを見て非常にはっとしたことは、今、そういう形で全県的に反対運動が起こっているということもあるけれども、地元の中の地元がそういうことになっている。我々も全国いろいろなところを確認をして回ったら、普天間飛行場を丸ごと引き受けるところはなかったわけです。分散移転というものは考えましょう、沖縄県の基地負担軽減については考えましょうという雰囲気でした。ですから恐らく政府もそうですけれども、前の民主党政権でもそうだったと思います。日本全国どこを探しても、小さい地域といえども大きい地域といえども引き受けましょうと言うところはなかったと思います。ないものだから、日本全国唯一、恐らく辺野古地域だけが今の状況になって進められていると改めて感じております。ですから、申し上げたいことは、こういう陳情者もいて地元の中の地元がそのように移設をしてもいいと条件つきで容認をしているということがあるということは、行政としてもその部分では否定をしないで、こういう人たちは普天間飛行場の危険性の除去のためにはそういう形でやってもいいのだという、そこはしっかりと認識として持っていたいただければと思っております。

次に、107ページ、陳情第32号、岩礁破碎の件です。この岩礁破碎で、今、米軍も含めて独自の調査をやりたいと投げかけてなかなか返事が来ないということですが、この埋立承認の際に水産課はいろいろ調整をしながらやっておりますね。そのときに、もちろん埋め立てをする部分は全て岩礁破碎の許可を得るということですが、工事区域を示す浮標の設置に伴うコンクリートブロックがサンゴを傷つけているということが問題になっているのです。岩礁破碎の区域は、埋め立てする場所の外だから岩礁破碎の区域外と言っているわけです。それはそうです。いかがですか。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** そのとおりでございます。

**○照屋守之委員** そうであれば、外の分の浮標がありますね。この浮標の設置についての基準はありますか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 浮標は海上に浮かんでいるものということで、その海底に接していない部分についての浮標等については、岩礁破碎の許可申請の対象とはなっておりません。

○照屋守之委員 浮標はなっていませんよね。浮標を設置するには、下にこれをとめなければ浮標は流れていきますので、私が言ったのは浮標の設置についての決まり事がありますかと聞いているのです。

○玉城肇農漁村基盤統括監 ブロックも含めて、それについては岩礁破碎上の取り扱いはございません。ただ、海底地形に支障を及ぼすようなものということで許可の項目がありますので、そういった形で確認をしているところです。

○照屋守之委員 今、県の農林水産部がやっている部分は、決まり事の中で浮標も含めたそれをとめるものの設置に基準はなくて、これをどうしないといけない、トンプロックは1トンにしなければならない、10トンにしなければならない、50トンにしなければならないという基準はないわけですから、当然埋め立ての申請者はこれに対する申請は出さないわけですね。

○玉城肇農漁村基盤統括監 委員のおっしゃるとおり数字的な指標は持っておりませんが、ただ沖縄県漁業調整規則に基づきその中で岩礁破碎許可に関する取扱方針を設定しております。その中では、海底地形に改変を及ぼす全ての工事については対象となるということで、浮標ということではなく海底地形に改変を及ぼす行為があるのであれば、それは事業者がちゃんと県と調整協議あるいは場合によっては許可を得るようという形の指導はしております。

○照屋守之委員 これは恐らく今の解釈は、漁港などの港湾事業も含めて沖縄県は埋立事業をかなりやってきましたけれども、今の解釈は全く初めてのことだと思います。これまでは先ほどありましたように、埋め立てをする分については岩礁が破碎される、非常に大きな影響を及ぼすので当然その分は岩礁破碎の手續が義務づけられております。その工事区間を示す浮標の設置については、岩礁破碎の手續の決まりがございません。決まりはありませんから、浮標を設置をするために水深によって水深1メートルであれば1トンのコンクリートブロックでいいかもしれませんが、10メートル、100メートルになると浮標が移動しますので、当然、50トン、100トン、200トン—恐らく重いもので固定を



しないとこの浮標はなくなります。ですから、浮標の設置について岩礁破碎の法的な取り決めがない以上は当然申請者はそういう手続はしなくて、またこれまで水産課で受理した方は当然それが何も問題なく当たり前のようにやってきております。ですから、これまでの埋め立ての中にもない。一番腑に落ちないことは、そういう決まり事もないのに仲井間前県政のもとでそういう手続が行われてきて、全く同じ手続なのに新たな県知事が誕生したらそこが問題だと言う。行政の一貫性というか、誰が県知事であれ、本来はそのことに対しては統一してやらなければならないものが、知事がかわった途端ここが問題だ、沖縄県漁業調整規則はどうこうだと言い出してやるということは非常におかしい事態なのです。皆さんもおかしいと思いませんか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 県といたしましては、岩礁破碎許可等に関する取扱方針というものがございます。先ほど委員もおっしゃったように、大々的な工事をするときには許可を得ていると。あるいは浮標の場合は得ていないということをおっしゃっていましたが、浮標ではなく海底地形に変更を要するような行為一例えば構造物を設置するとかあるいは何らかの形で影響を及ぼす場合についてはちゃんと協議をするように、場合によっては許可を得るよということ、そういった取扱方針に基づくことは事業者に対してちゃんとお示ししているところです。

○照屋守之委員 今、そういうことであれば、本来はきちんとそういう説明をしなければならぬけれども、あの時点ではそういう問題意識はないわけです。そういうことであれば、きちんと向こうにも説明すればいいわけで、申請者は法の基準にのっとって岩礁破碎とか浮標とかこれまでやってきた部分をそのままやってきたにもかかわらず、今、クレームがついているということだと思いますし、私も客観的に見るとそうだと思います。いかがですか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 確かに、許可を要しないものとして協議の段階で、例えば投錨とかあるいはボーリング調査といったものに対する事前調整もあります。それに対しては海底地形を改変する行為とは呼ばないということで、そういったものについては許可不要と。同じように今回のフロートの下に設置するおもし等につきましても、それは改変するおそれがあるものを設置するものであれば当然事前に調整協議、場合によっては許可が必要ですよという旨の説明は事業者に対してずっとやってきているところです。

○照屋守之委員　そもそも岩礁を改変するとか、海底を改変するという行為が岩礁破碎。ですから、岩礁の定義づけが、今、日本中で行われている埋立事業も含めて、国の示す岩礁の定義と皆さんの岩礁の定義が若干違っているような感じがします。岩礁とはどういう定義ですか。

○玉城肇農漁村基盤統括監　一般的な定義としましては、岩礁とは海域における地殻の隆起形態であると。要は海底の中の地形の状況を岩礁と申しております。

○照屋守之委員　地形の改変とは、埋め立てするところはそういうおそれがあるからそういう対象になる。なぜ浮標設置のコンクリートブロックが対象にならないかという、これは永久的なものではなく一時的な部分で地形の改変には当たらないという判断だと思のです。だから岩礁破碎の決まり事はコンクリートブロックの設置にはないわけです。言っておきますけれども、コンクリートブロックがサンゴを傷つけるかもしれません。サンゴは岩礁と違うと思います。地形の変動に影響を与える可能性が少ない、だから法的な決まりの中にもこれの分については岩礁破碎と適用されていないと理解しております。いかがですか。

○玉城肇農漁村基盤統括監　先ほどお答えしたものに補足しますけれども、一般的な岩礁の定義を申しましたが、沖縄県の場合は全国と比べますと独特の地形一特にサンゴ礁が発達しているということで、サンゴ礁あるいは干潟、藻場そういったのも含めて岩礁破碎等の許可の対象という捉え方をしております。

○照屋守之委員　法的な部分も含めて、今、御指摘の点では沖縄県だけ特有なものなのです。全国的に埋立事業があつて沖縄県特有というよりも今回のことだけが特有なのです。これまでの埋立事業はそういうチェックはやっておりません。岩礁とサンゴ礁の違いとは、岩礁は海底の隆起ですからどちらかという、と死んでいる状態ですよね。サンゴ礁は生きています。当然死んでるサンゴ礁もありますけれども、サンゴ礁は生きていて生えていくということもあつて、岩礁そのもの自体を傷つけること一自然を壊すことはあつても破碎をするまでには及ばないということもあつて、岩礁破碎の対象にはなっていないということで国は申請しました。県も認めました。ところが後になってこれはおかしいのではないかとクレームがついて、今のやりとりになっていると私は理解しております。今回、これまでの説明や前農林水産部長も含めてトンブロック

が片方が大きくてもう片方は小さいから問題だとかということもありましたけれども、トンブロックの大きさというものも関係あるのですか。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** 1つだけ。サンゴは動物であり、サンゴ礁は地形です。今の委員の御質疑ですけれども、大きさではなくあくまでサンゴ礁あるいは岩礁、藻場、干潟あるいは周辺の漁業状況そういったものを踏まえたと、トン数が大きいから影響を及ぼすとか小さいから及ぼさないということではなく、その現場においてどういった構造物を設置するか、どういった施工を行うかということを経営者が前もって調整してもらい、こういうケースの場合は許可が必要になりますよ、あるいはこういうケースの場合は許可がなくても大丈夫ですといったやりとりをして、それぞれの現場で状況を確認しながら許可の対応をしているところでございます。

**○照屋守之委員** 調査をしたいということは、サンゴが潰れている可能性があるということを確認したいのですか。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** 報道された写真等もあります。あるいは沖縄防衛局からコンクリートブロックの状況写真等も提示していただいております。ただ、それだけでは実際に岩礁破碎に該当するかどうか十分なチェックができませんので、そういった疑念がある、あるいは確認が必要であるということで、我々としては、その海域の中に実際に現地調査をしていきたいと考えております。

**○照屋守之委員** そうであれば、那覇空港の第2滑走路です。全く同じような時期に同じ埋立申請が出され、全く同じようなことが出ていると思うのです。あそこも埋め立てするものと工事区域を表示するものがあります。私は国土交通省のホームページでコンクリートブロック下でサンゴ礁が潰れているのを見たことがあるのです。皆さん行政の立場からすると同じような埋立事業があれば当然両方同じようにしっかりやって、確認して、問題はサンゴ礁や岩礁がどういう形になっているかということですから、全く同じです。そこもきちんと調査をした上で一緒に対応することは当然のことだと思いますけれども、いかがですか。なぜ向こうは要請しないのですか。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** 那覇空港関連の事業につきましては、岩礁破碎許可の届け出が当然沖縄総合事務局からありました。それに関しましては事前に

こういった行為を行う、工事を行う、こういった調査を行うということで県の農林水産部といろいろやりとりをしてきたという経緯もございますので、その辺はしっかりと我々が示している取扱方針に基づいて事業を進めていると理解しております。また、場合によってそういった懸案がされる事項が仮に出るのであれば、そういった調査を県が行う可能性はあると思います。

**○照屋守之委員** 余り都合のいい解釈をしないでください。どこの埋立事業も自然環境の中で仕事をするわけですから、当然埋め立てをする部分をきちんとやる。工事区域を表示する浮標をつける。下にコンクリートブロックを置く。コンクリートブロックは平らなところに置かれていません。皆さんが今御指摘のようなことを辺野古でやるようであれば、当然那覇空港第2滑走路でされているところはどうなっているのかということは、むしろ自主的に皆さんがその分もチェックをしなければ、あそこはやる、ここはやらないという論法は通りません。なぜそのような不公平なことをやるのですかと言っているのです。同じようにやってくださいということです。おかしい話でしょう。全く同じ埋め立てが行われているのですよ。全く同じコンクリートブロックで浮標がやられているのです。このコンクリートブロックの大小は関係ないという話ですよ。大小関係なければその下はどうなっているのですかという話です。サンゴ礁があり岩礁があるのでしょう。ですから、そこも含めてちゃんとやれば県民に対しても説明ができるのではありませんか。我々議会に対してもどのように説明しますかという話です。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** 辺野古におきましては、許可外のフロートの区域があるということもあります。さらにこちらで把握しているものは、先ほど重量は関係ないという話もしましたがけれども、45トンというかなり大規模なもので、そういった可能性があるのではないかと思われるものがあります。さらに写真あるいはこちらから調整をせずに投入したということで、それは確認する必要があるのではないかという判断のもとに、現在、調査を求めているところでもあります。

**○照屋守之委員** そういう不公平なやり方では、事業者の理解も得られませんし、ましてや、私は辺野古海域というものは、今、米軍が管理している施設の中で調査をさせてくれということで、米国の理解を得られないと強制的にはできないですよ。そうすると、米軍や国も今の沖縄県の状態をわかります。マスコミでも、これだけ報道されていくと、なぜ同じような埋立事業で第2滑走

路はやらないのに我々のところだけやるのかということになれば、これは断る理由になります。ですから、そういうことをさせないためにもきちんと県民に説明するためには、辺野古は手続が必要で複雑ですから、那覇空港第2滑走路をまず先にやって、きちんと我々はここもやっています、皆さんのところもさせてくださいということではないと理解が得られませんよね。これは米国のことですよ。皆さんは那覇空港第2滑走路はやらないのになぜ我々のところはやるのかと、今の話は米国には通用しません。そういうところをやろうとする人たちが自分たちがやるべきところはやらないで、都合の悪い部分だけやろうとしてもこれは世の中にも通りませんし、当事者は余計受け付けないと思います。いかがですか。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** 先ほども申しましたように、辺野古においてはそういうフロート設置のコンクリートがありますし、さらに写真等によってもかなり大きい規模のコンクリートブロックが設置されていると。そういったものから、まだ岩礁破碎をしているということではありませんけれども、そういった蓋然性もあるということで早目に調査をして、その辺をはっきりさせる必要がある。そういったことで調査を求めており、当然米軍に対して許可を得る必要がありますので、沖縄防衛局とも調整を進めながら米軍に調査の要求をしているところであります。

**○照屋守之委員** 厳しい調査になると思います。那覇空港の第2滑走路はやらないのに我々だけかということとは向こうも思っているはずですから、両方一緒にやることを勧めるという意見を申し上げてこの件は終わります。

陳情平成26年第48号の普天間飛行場の閉鎖・撤去についての陳情です。今、知事は普天間飛行場の撤去・閉鎖も大きな声で打ち出していますけれども、なぜ知事は普天間飛行場の撤去について具体的に動かないのですか。辺野古移設反対は頑張っていますよね、普天間飛行場の撤去・閉鎖については知事が動いている様子は余りないのですけれども、どうですか。

**○町田優知事公室長** 知事は内閣総理大臣や内閣官房長官あるいは防衛大臣と会談した際に、当然ながら辺野古に新基地はつくらせないという話をすると同時に、普天間飛行場も早期に返還していただきたいと申し上げております。

**○照屋守之委員** 今は、辺野古につくらせないということに非常に大きなウェイトがあつて、普天間飛行場の閉鎖・撤去という部分は政府も非常に薄れてい

ると思います。ですから、それはやっていると言っても、立ち話でそのように抗議しながらつくらせないと言う一方で、普天間飛行場を閉鎖しなさいと言っても、ただ表面的に言い合っているだけで、これは本当に閉鎖・撤去という形にどう進めていくかという話し合いではないと思うのです。どうですか、具体的に本当に真剣に突き詰めて何度も冷静に普天間飛行場の閉鎖・撤去についてやっていますか。

**○町田優知事公室長** 内閣総理大臣や内閣官房長官、防衛大臣とは当然ながら正式の面談という形で、その中で正式に要請という形でやっておりますので、その中で早期返還を要請しているところでございます。

**○照屋守之委員** とてもではありませんけれども、私は今の状況はどんどん基地反対という形で辺野古移設反対が主になって、普天間飛行場の撤去・閉鎖については、より具体的に冷静な話し合いができていないと思っています。我々自民党は、翁長知事にある種の期待をしておりました。それは長いこと自民党・公明党政権で4期14年も那覇市長を努めていて、政府や自民党政権の党本部あるいは公明党も含めて、そういう人脈は当然持っているのだろうという思いがあって、その普天間飛行場の閉鎖・返還・撤去についてももしっかりやってくれるのだろうという期待はしておりましたけれども、知事就任から辺野古移設反対、つくらせないという部分が行政のみならず県民運動化して、これはとてもではありませんが普天間飛行場の話どころではない、あるいは知事も冷静に話し合える状況ではないということがあって。つい最近、内閣官房長官と安慶田副知事が昼食を挟んで2時間ほど話し合いをされたそうで、どういう話し合いがなされたかわかりませんが、私はあのような話し合いがより具体的にどうしたらいいかとかなり時間をかけていかなければならないと思いますけれども、そこが見えないのです。県民には普天間飛行場に関する知事の動きは絶対見えていないです。本当にやっていますか、表面的なものだけでしょう。いかがですか。

**○町田優知事公室長** 先日の内閣官房長官との面談につきましては、私どもも内容については把握しておりませんが、委員の御質疑の中で辺野古移設反対だけやって、普天間飛行場の返還はやっていないのではないかという趣旨の御質疑ですけれども、私どもとして普天間飛行場の返還と辺野古基地反対というものはセットで考えておまして、まずは辺野古に基地はつくらせない、その工事あるいは作業を中断、中止してほしい、そして話し合いに応じてもら

いたいということが県の立場ですので、そこで初めて普天間飛行場の早期返還の話も具体的に進むと考えております。

**○照屋守之委員** セットでやっているから余計進まないのです。政府もセットですから。普天間飛行場の固定化を阻止するために辺野古に移す、辺野古に移すのが日米合意の約束事だから唯一の方法だという理屈です。県もセットだからという話になると、辺野古はつくらせない、どうしますかという話に当然なりますよね。対案については、あなたたちが押しつけてきたから対案はあなたたちが考えなさいという論法でまともな話し合いができますかということなのです。ですから、私が申し上げたいのは大田元知事が橋本元内閣総理大臣と17回会談したような関係をつくらないといけないと思っているのです。それは大田元知事は政府の立場は政府の立場で理解しており、それは自分の考えと相反する。国も大田元知事の考え方もわかるけれども、国の考え方と相反する。その相反する者同士が一つの目的をどうしていくかということになっていくと、そこはお互いの違いを理解し合った上でしっかり話し合いをしていかないと、批判や要求ばかりではどうしようもないですよということを言いたいのです。それは当然ではありませんか。国がそういうことだから我々は対応できていないということであれば、やはり県みずからそういう形で土壌をつくりあげていくという話し合いができるような、お互いが本当に冷静に話し合いができるものをつくっていかない限りはどうしようもないと思っています。実際はいかがですか。

**○町田優知事公室長** 県としましても、政府との対話は継続的にやっていきたいというのが基本方針でございます。そのあらわれが先日の知事と菅内閣官房長官との面談だと理解しておりますので、今後とも政府とは冷静に話し合っていきたいと思っております。

**○照屋守之委員** 平成27年4月5日の宮古毎日新聞のインタビューで宮城篤実元嘉手納町長がこのようなことを言っているのです。「怒りは怒りとして発しないといけなけれども、行政が全て移設問題に結びついている。このままでは4年間、何もできないで終わる。」と憂えているのです。宮城篤実氏は翁長知事の応援団で辺野古基金の役員にもなった人です。「偏った行動を取らなければ、国からも信頼が生まれる。」ということまで言っているのです。偏った行動が国からの信頼を失ってなかなか話し合いのできる状況ではないということで、これは私ではなく宮城篤実氏が報道で言っているのです。またこういう

ことも言っています。「翁長氏には政府側に誰も理解者がいない。普天間代替基地を物理的に造らせない行動に入る寸前までいっている。」と。反対運動で非常に厳しい状況まで来ていると。「今からでも遅くないので、自らの限界も感じないといけない。」、そういうことを宮城篤実元嘉手納町長が今の状況を見てそのように憂えているのです。これは、我々に近い保守を支持した、翁長氏に投票した人たちも、反対だと言うのはわからないでもないけれども、普天間飛行場はどうするのか、大丈夫かと。もちろん職員が頑張るのもいい、反対運動が起こるのもいい、それはそれでいいのです。もっとしっかりやらないと大変なことになっている、シワナトーシガという声があるのです。これはしっかりと受けとめなければならぬのではありませんか。どうですか。

○町田優知事公室長 委員御質疑の新聞記事については私どもは読んでおりませんので、何を偏った行動だとおっしゃっているのかよくわかりませんが、どちらにせよ知事は常に政府との対話を重視しておりますので、その意味ではしっかりと政府と対話をしながら、県の主張をしていきたいと思っております。

○照屋守之委員 71ページの陳情平成26年第13号、普天間飛行場代替施設（辺野古新基地）建設のための公有水面埋立承認の撤回を知事に求める決議に関する陳情。普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に第三者委員会—第三者委員会の件です。先ほども第三者委員会の御説明がありました。前からこの第三者委員会については非常に疑問がありますけれども、そもそもその第三者委員会を開いて、いついつまでに彼らの意思を表明するという事になっていきますけれども、なぜ非公開なのかということも含めてもう一度この第三者委員会がどういう意味合いで非公開で行われているのか、御説明お願いできませんか。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から、第三者委員会は総務部が所管しているが、本日は総務部が出席していないため、詳細については答弁することができないとの説明があり、照屋委員は了承した。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

照屋守之委員。



○照屋守之委員 113ページの陳情第45号、キャンプ・シュワブの山火事の件です。そもそもこういう事故が起こるときの対応ですけれども、どのような形で対応しているのか、もう一度お願いできますか。

○運天修基地対策課長 訓練によって山火事が発生した場合、沖縄防衛局からこちらへ通報がございます。私どもとしては、対応を確認しながら情報収集に努めると。ある程度鎮火や原因等がわかれば、再発防止等を沖縄防衛局に申し入れているという状況でございます。

○照屋守之委員 基地の成り立ちの中で、辺野古字久志の中で条件を付して貸しているのです。演習による山林利用というものがあって、演習で山林を使うという条件を付して基地を提供しているのです。こういう条件のもとに米軍が使っており、そこで起こるトラブルについての関係はどうなりますか。

○運天修基地対策課長 沖縄防衛局からは山火事ということで、周辺住民に不安を与えるものであるということで通報しており、我々としても不安を与えないかまたは実際に施設外へ被害が及ばないかどうかを確認しているところでございます。

○照屋守之委員 私は辺野古の部分だけを見て、地元も含めて演習によって山林が利用されているということは、契約で条件を付してやっているということですが、沖縄県の基地は、今、米軍が使っている分については大体そういう条件を付しながら、その地域の実情もあって、契約の中で条項として認められ付されており、米軍も地元も理解のもとに基地が使われているという理解でよろしいですか。全県的にもそのような理解でよろしいですかという話です。

○運天修基地対策課長 復帰後に日本政府と米国間で5・15メモというものがございまして、その中でそれぞれの施設区域についての使用目的等が取り決められていると思います。土地の契約等で直接そういうことがやられているかどうかは、私どもは承知しておりません。

○照屋守之委員 もう一つ確認したいことが、基地は提供しているものの基地内でそのようなトラブルが発生し迷惑がかかる。我々は提供したものの、このような迷惑については認めた覚えはないというのが地元の住民だと思うので

す。そのようなトラブルがあって、大半は強制的に収容されて、辺野古やキャンプ・ハンセンあたりは自主的に契約をして提供したものだとは私は思っていますから、そのような事実だと思っています。これまでに沖縄県でやはり基地は要らないので返せというような、運動として具体的に起こったことはありますか。基地返還ということです。

○町田優知事公室長 今すぐには資料を調べられませんので、お答えしかねます。

○照屋守之委員 最後に、辺野古に基地をつくらせないという知事公約のもとに辺野古新基地建設問題対策課ができていますね。それはいいですけども、辺野古につくらせないという公約と、今の辺野古新基地建設問題対策課を中心にやっていること一特に、毎日朝から夕方まで2人の職員が監視活動へ行っていますよね。その2人の職員の動きと知事が掲げる辺野古に基地をつくらせないという目的がわかりづらいので説明してもらえませんか。

○町田優知事公室長 現地確認の目的についての御質疑かと思えますけれども、これは現場での作業の進捗状況を迅速かつ正確に把握することによって、今後の判断材料にしたいということでやっております。

○照屋守之委員 私は陳情者の趣旨も含めて、辺野古に基地をつくらせないというものがたくさんありますので、今やっていることと陳情者の願意とつくらせないことの整合性を、今、問うているのです。答えられませんか。

○町田優知事公室長 陳情書が探せないものですから、教えていただけますと大変助かります。

○照屋守之委員 やめます。以上で終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情平成26年第13号の公有水面埋立承認手続に関連して、向こうで礎石が発見されました。これの文化財的価値について説明していただけますか。

○萩尾俊章文化財課長 今回、キャンプ・シュワブの沿岸域で発見された碇石ですけれども、5月24日に県へ届け出が来まして、その後県で鑑査をいたしました。その結果、57センチメートルの長さで中央部のくびれに人工的にのみで削ったような跡がありまして、ほかの箇所にものみやくさび等の跡が確認できました。これまで県内で沖縄産の碇石はほかに4例ほど見つかっており、それらと比較検討した結果、碇石であると判断しまして、その後名護市教育委員会へ文化財だと確認できたと回答いたしております。

○嘉陽宗儀委員 水中文化遺産の保護に関する条約では、保護すべき水中文化財についていろいろ規定しておりますよね。少し説明できますか。

○萩尾俊章文化財課長 私たちのほうでは文化財保護法の絡みでのお答えになりますけれども、水中関係の遺跡等の確認ができておりますのでそういうものが見つかった場合には、埋蔵文化財関連のものとして必要に応じて調査等を行っていくということになっていきます。

○嘉陽宗儀委員 水中文化遺産ということで考えると、現在、見つかった碇石はどの年代でどのように使われていたか皆さんは分析していますか。

○萩尾俊章文化財課長 碇石自体は県内産のもので今回は5例目、中国産等のものも見つかっていますけれども、それも入れると8例ありますがまだまだ事例として多くはないということと、資料的な記録からもまだまだ十分判明されていないところがありますので、細かい時代的なもの一恐らく中世から近世あたりに使われたものだろうと思いますけれども、地域によって違いますし、大きさ的には従来のものだと1メートルを超すもので60キログラムや80キログラムあったりしますけれども、今回のものは重さが15キログラムで長さが短い。どういう船舶で使えたのかといった比較検討をしなければなりませんので、まだまだ調査して検討していくべき課題がたくさんあると思います。

○嘉陽宗儀委員 これを調べて見たら、水中文化財として認められるということですから、新聞なども調べて、昔の王府の資料もたくさん出ているみたいですが、これを見ると、大浦湾の海上交通史を示すと。南方との交易がかなりあって大浦湾が利用されていたと。この碇石も帆船で使っていたのではないかとありますので、広範囲にこういう文化遺産、遺跡が見つかるということ

が考えられますけども、そうであれば当然それにふさわしい調査をする必要があると思いますがいかがですか。

○萩尾俊章文化財課長 埋蔵文化財については文化庁からも通知がございますけれども、地域の文化財は地元市町村がきちんと把握をしてその範囲などを確定していくということがございます。現在、名護市教育委員会が礎石が見つかったポイントについての調査で米軍へ立ち入りの申請をやっていますので、そういう判断を見ながら、そこで仮に調査の許可が得られた場合は名護市教育委員会のほうで沿岸域の踏査といったことをやっていきますので、その中で状況が明らかになっていくものと思います。

○嘉陽宗儀委員 海上保安庁が出しているものにも、かなり貴重な文化遺産なのでどう保全するかと書かれていますね。今はむしろ向こうに基地をつくろうとする側でもこの調査については指摘をして、保全に努めるべきだということになっているかと思いますが、皆さんは少なくとも改めて光を当てて水中文化財として全体的に明らかにする努力はしていただきましたと思いますけれどもいかがですか。

○萩尾俊章文化財課長 今回見つかったのは礎石1点ということで、従来陸上部であれば埋蔵文化財ということで、いろいろな遺物がたくさんあるということで確認できますけれども、礎石の場合は特殊なところがありまして、船に礎石としてあるものが、今回のものがどういう状況であそこにあったのかということがわかりませんので、例えば礎石が流されてたまたまそこにあったのか、あるいは踏査によって船などが見つかれば埋蔵文化財包蔵地ということがわかってきます。やはり実際に現場に入ってみないとわかりませんので、今後名護市の調査によって状況がわかってくるのではないかと思います。

○嘉陽宗儀委員 海上保安庁海洋情報課というところで沖縄県周辺にどういうものが分布しているのかという資料が出されていますね。地図もあって非常に貴重な資料だと私は考えましたので、これも含めて皆さんりの努力でこれを充実させて、ぜひ大切な文化遺産を守ってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○萩尾俊章文化財課長 水中関係の遺跡というものは15年、20年ほど水中考古学などの分野で始まって徐々に各地にそういうものがあるとわかってきていま

す。従来光が当てられなかった分野でもありますので、それについては我々としても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 ぜひ頑張ってください。たくさん質疑をしようと思いましたがけれども時間がありませんので、1つだけ聞いておきます。キャンプ・シュワブという基地の名前はどこから出てきたかわかりますか。辺野古の基地建設の問題です。

○町田優知事公室長 米軍兵士の名前からとったものと聞いております。

○嘉陽宗儀委員 私は本会議でも聞きましたけれども、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンなどは全て戦争で手柄を立てた皆さんの名前からつけられているのです。キャンプ・シュワブも米軍が非常に苦戦していて、シュワブという人が頑張って機銃掃射で、火炎放射器で制圧して勝ったと。領土も確保して基地をつくったという。県民が進んで基地を提供したものではないということだけを言って終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 時間がないということですから、1点だけに絞ってお願いしたいと思います。陳情第5号と陳情第52号はいずれもうるま市議会から出た陳情であります。それぞれの陳情の記の3に、日米地位協定の抜本的な改定を行うことについてという陳情がありますが、この日米地位協定の締結はいつになりますか。

○町田優知事公室長 1960年になります。

○仲田弘毅委員 その間はいろいろ社会情勢とか人権問題、環境問題などが随分変わってきたわけですがけれども、改定が50年余りなされていないということではよろしいでしょうか。

○町田優知事公室長 そのとおりでございます。

○仲田弘毅委員 改定について、平成12年の稲嶺県政時代に県から政府に対し

て11項目も添えて要請が出たと思いますけれども、そのことに対して知事公室長個人として見解をお聞かせください。

**○町田優知事公室長** 委員御指摘のとおり、平成12年の稲嶺知事時代に11項目の日米地位協定の改定要請をしております。当時私は主査をやっておりました、ちょうどこの地位協定書の作成の担当でございました。知事から命じられて、この日米地位協定の見直し要請をしろと言われて、わずか二、三カ月でドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定一ボン補足協定とかいろいろなものを調べてこの要請書を作成したことを今でも覚えております。それから十数年たっておりますけれども、いまだに日米地位協定の条文が1条も全く変わっていないということに対して、随分時間の経過があった割にはなかなか物事が進んでいないことについては、県職員としてはじくじたる思いもがございます。

**○仲田弘毅委員** これは本当に残念なことなのです。世界各国あらゆる協定がその社会情勢含めて環境条項それから環境補足協定も含めて11項目添えて出されたと思いますけれども、これが抜本的な改革にはつながらないで単なる運用の改善ということでしのいでいるということもあります。そのことについてはどういったお考えですか。

**○町田優知事公室長** 委員御指摘のとおり、政府は運用の改善で対応するというのが従来の立場でございました。ただ、今回環境関係について補足協定をつくるという作業が日米両政府の間で今進んでおります。それがいつ発表されるかについては、私どもは現在つまびらかには承知しておりませんが、その環境補足協定ができますと、恐らく日米地位協定に準ずる協定ができるということは初めてになるかと思っておりますので、その内容については私どもも重大な関心を持って見ているところでございます。

**○仲田弘毅委員** 五十余年全然変えることができなかつたということには大きな壁があったと思いますけれども、だからと言ってそれに全然さわらないというわけにもいきませんので、クリアできるものから一つずつ手をつけていただきたいと考えております。環境条項という形で11項目がうたわれていますけれども、その中で今、若干手をつけられそうなものがありましたら。

**○町田優知事公室長** 答弁が前後しますけれども、先ほど申し上げたように環

境関連の条項というものは、現在の日米地位協定にはこれまでございませんでした。今回それを新たにつくるということで、環境関係で日米地位協定に準ずる協定ができるということは、明らかな前進ではないかと考えております。

○仲田弘毅委員 ぜひその環境補足協定等も含めてしっかり頑張ってくださいと思います。知事公室長、日米地位協定の中で内容的にどのように一つ一つ実施していくか一例えば環境補足協定あるいは環境条項等ができた場合にどのように具体的に実施に向けて頑張っていくか。

○町田優知事公室長 先ほども申し上げたように、環境補足協定は具体的にどのような内容になるのかはまだ明らかではございません。しかし、日米両政府が新しいルールにのっとなって今後やっていくことについては確かですので、そのルールがどういう内容になっているのか、その辺は非常に重要なところですので、それを見きわめた上でまた私どもも対応していきたいと思っております。

○仲田弘毅委員 本県を含めた日本国が戦後70年、日米安全保障体制のもとに、日米地位協定があるがゆえに大きなメリットもありましたし、また大きなリスクを抱えたことにもつながったと思います。しかし、結果的には東アジアの平和の維持ということを考えた場合には、やはりそれを評価せざるを得ないところもあります。お隣に大韓民国という国があります。そこもちろん大韓民国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約第4条に基づく施設及び区域並びに大韓民国における合衆国軍隊の地位に関する協定なるものがあると思いますけれども、その米韓の地位協定がこれまで何回改定されたかわかりますでしょうか。

○運天修基地対策課長 米韓の地位協定につきましては、2001年に刑事裁判権に関する事項について改定がなされております。

○仲田弘毅委員 米韓の協定と日米との間で結ばれている日米地位協定の違いや差みたいなものはありますか。

○運天修基地対策課長 例えて言いますと、身柄の引き渡しの件ですけれども、日米地位協定は米側が被疑者を確保している場合は控訴の時点で身柄の引き渡しとなっておりますが、大韓民国の場合は原則として判決の執行時ということでしたけれども、これが先ほど申し上げた改定の際に、12種類の凶悪犯については起訴時の身柄引き渡しという改定がなされております。日本でも運用改善

等で凶悪殺人、強姦など日本政府が重大な関心を示すものについては、起訴前の引き渡しに考慮するということがなされていますので、そういう面では日本のほうが対応的には少し有利だということもありますけれども、相対として外務省が言っていることはそれほど差はないということでございます。

○仲田弘毅委員 裁判権についてはどのようなになっていますか。

○運天修基地対策課長 詳細な資料が今手元がないので、それぞれの比較を申し上げることは難しいですけれども、基本的には変わらないと言われております。

○仲田弘毅委員 大韓民国もそうですし、ドイツにおいてもボン補足協定などもしっかり改定に改定を重ねて両国がちゃんと理解し合えるような協定になっていると思います。知事公室長を中心に日米地位協定の抜本的な改革に向けて、しっかりと日本の意思が通ずるような協定になるよう努力をしてください、お願いします。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 先ほど地元論というものがある、私も地元である名護市で20年近く翻弄され続けた者として少し感想がありますので申し上げたいと思います。辺野古を含めて地元がよしと言っているのでもいいではないかという論がありますけれども、私は見えてこの基地問題は日米関係にかかわることであって、沖縄県の将来に深くかかわってくる問題で、当然これは県民的な議論が必要であろうと思うわけです。それで、仮に事件・事故が起こった場合、辺野古区は責任を持てるのかというのと持てるはずがないのです。飛行機はあちこちに飛ぶわけであって、当然これは全体にかかわる問題です。それに加えて日本の防衛に関する問題は1000名とか2000名とかいう一地域の是非で決まるようなものではなかろうと。ですから、非常にいびつな形で国は沖縄県に投げて、沖縄県は名護市に投げて、名護市は辺野古に落とすということでは、健全な国防政策にはとてもなり得ないと私は思います。産業廃棄物や原子力発電所といったものと同じレベルになってしまっていて、冷戦が終わった後の防衛政策みたいなものが非常にいびつな形になっているのではないかと先ほどの議論を聞きながら、地元で20年間翻弄された者としてそういう感じを持っているということ、



まず一つ申し上げておきたいと思います。

123ページ、陳情第72号について、時間がありませんのでなるべく簡単に早足でいきます。本来これは124ページに陳情者が書いてありますとおり、騒音防止協定を遵守ということがあるわけです。この騒音防止協定とはいつつくられており、中身はどのようなことになっているのでしょうか。

**○運天修基地対策課長** 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意ということで、平成8年3月28日に合意されております。

**○玉城義和委員** 平成8年の3月に施行されておりますけれども、その前後の平成7年と平成9年の実際の騒音値はわかりますか。つまり、その前年と実施された後の年です。わからなければいいです。平成7年よりもむしろ平成9年のほうが騒音が多くなっていると言いたいのですが、ここに書かれているように全てができる限りとか、必要とされる場合を除きとか、ほとんどが条件つきなのです。ですから、ほとんどこれは意味をなしていないのです。だから騒音について繰り返し陳情が出るわけです。ひとつ、ないよりはましということでこういうものがあるわけだから、翁長県政は改めて日米合同委員会に持ち込んでこの協定の遵守を求めることを早急にやってもらいたいのです。できる限りとか必要とする場合を除くといった条件を外してもらって、実効性のある騒音協定にするように全力を挙げて交渉をしてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

**○町田優知事公室長** 委員のおっしゃるとおり、この騒音防止に関する合同委員会合意事項を守るということは非常に大事だと思っておりますので、私どもとしても航空機騒音規制措置の厳格な運用を政府に対しこれまでも要請しておりますし、今後もそうしたいと思っております。

**○玉城義和委員** ぜひ、翁長県政の目玉として取り上げて、せつかくあるものに何の実効性もないということですから、その欠点を指摘して強力な交渉をしていただきたいと思います。

次に、岩礁破碎にまいります。経過として、当初申請から4カ月経過していてなおナシのつぶてでしょう。経過について米軍から何かありましたか。

**○玉城肇農漁村基盤統括監** 最初には、2月18日に立入申請をお願いしたと。

それから現在4カ月以上たっておりますけれども、最終的には9月13日に外務省を通じて在日合衆国軍隊に調査の詳細計画を提出しております。それから回答は得られておりません。ただ、外務省には電話等でその後の状況がどうなっているかということの確認は何度かしております。

○玉城義和委員 7月に入ったので2月18日からもう5カ月ですよ。これはふざけた話です。これほど沖縄県を無視した話はないでしょう。いつまで待つのですか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 調査については、同様の調査が沖縄防衛局でなされているということがあります。そういった状況でありまして、我々県としましても、沖縄防衛局にどういった形で米軍と調整をして、どういった形で沖縄防衛局自体が調査できたかということも我々が入手して、県が調査に入れるような対応につなげていきたいと考えております。

○玉城義和委員 そのようなことを言っても米軍がナシのつぶてで何も言っていないでは何もできないでしょう。5カ月もたって蓋然性があることもあるし、市民団体の撮影した写真もあるわけです。どこかで決断をして踏み切るべきです。このように米軍にこげにされて黙っているということはないでしょう。ここは腹をくくってちゃんとやらなければなりません。いかがですか。

○玉城肇農漁村基盤統括監 岩礁破碎の蓋然性については調査をしなければわからない部分がありますので、引き続き調査を求めていきますけれども、現在の状況でなかなか調査にも入れないということもありますので、それにつきましては知事あるいは専門家の意見等を確認しながら、次の対応を検討していきたいと考えております。

○玉城義和委員 5カ月もたって、丁寧に申請を出して外務省を通じてナシのつぶてなのでしょう。つまり、調査をされては不都合な事実があるわけです。そこにどうして踏み切らないのですか。皆さんはやるときにいろいろな条件を出しているわけでしょう。例えば許可条件として、漁業調整その他公益上の事由等により別途指示する場合はその指示に従うことという項目の上に、本申請外の行為をし、または付した条件に違反した場合は許可を取り消しになるということがちゃんとあるのです。それを粛々と実施すればいいではありませんか。何に遠慮をしているのですか。相手側はもしそうでないならばないという証明を

してこななければならないのですが、それもできないわけでしょう。そこは県の主体性を発揮すべきです。専門家とは誰と相談するのですか。

**○町田優知事公室長** 岩礁破碎の件につきましては、農林水産部だけの問題ではなく、辺野古新基地建設問題に対して全体としてどのように対応するかということと絡んでまいります。したがって、法律的な事項はもちろんのことさまざまな政治的なことあるいはタイミングのこといろいろなことを勘案しながら知事と相談しているところがございますので、私どもとしては適切な時期に適切な対応がとれるように取り組んでいるつもりでございます。

**○玉城義和委員** 知事と相談をしていることでありますので、5カ月もたっているから適切な時期とはいつかわかりませんが、そこは早急に詰めて結論を出してもらいたいということだと思います。それによって全体が動きます。ここはやはり試されていますので、いつまでも待つわけにはいかないだろうと思います。

それからもう一つ、109ページ、陳情第40号でございますけれども、本会議でも時間がなくてできませんでしたが、県内移設に反対するということが当然普天間飛行場の機能の問題も議論する必要があると思いますけれども、きょう時間がないのでやりません。海兵隊の基地は沖縄県に本当に必要があるのかという本質的な議論を経て県内移設の話はやるべきところでありましてけれども、いつも出てくる問題で、県知事として辺野古に反対するのであれば、普天間飛行場が固定化される、反対をするのであれば対案を出せという話になってきます。これは少し聞くともっともらしく聞こえるのです。ところが、少し考えてみるとわかる話ですけれども、日米地位協定や日米安保条約を含め米軍基地は日本政府が提供する義務があるわけです。仮に沖縄県知事に、辺野古に反対であれば対案を出しなさいと言ったとします。知事が対案を出したときどうなりますか。日本政府がちゃんとカバーをして米国と交渉をしてくれるということになりますか。いつもそう言われてみて、県としてはそういう論に対してどのような受けとめ方をしているのですか。

**○町田優知事公室長** そもそも県は代替案を出すという立場にはございません。仮に出した場合という仮定の御質疑ですけれども、その場合は国においてどういう対応をするのかという興味を持っております。

**○玉城義和委員** 例えば外務省や日本政府が沖縄県に外交権に近い権限を与え

る。沖縄県の言うことについて我々は責任を持って対米交渉をするのだという前提があって初めて成り立つ話なのです。そうではない中で、沖縄県ではなく、グアムと言ったり山口県と言ったりして何の意味もない話です。もっともらしく聞こえますけれども、もともとこの論は成り立たないのです。沖縄県としてもそれをはっきりさせなければだめなのです。ですから、知事はよく使ってますけれども、自分たちで招き入れた基地はないという論もまだまだ弱いのです。この話はどこかできちんとして決着つけなければだめです。一方で、唯一の解決策は辺野古であるとも言っているのです。出口を閉ざしておいて中で出口を探せと言ってるようなものです。そこは論理的にきちんとして固めて、この議論はどこかで打ち切りにしないと、しょっちゅうあちこちで出てくるでしょう。県民あるいは一部のことからすればもっともらしく聞こえるのです。そのような話もともと通らないのです。その論はきちんとしてやらなければだめだと思います。きょうは時間がないので、これ以上はやりませんが、要望としてきちんとした理屈立てをして、この議論はどこかでおさめてほしいということだけ申し上げて終わりたいと思います。何か感想はありますか。

○町田優知事公室長 政府の主張よりも県の主張が論理的であるように主張していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情第72号の嘉手納町議会から出されている陳情ですがけれども、州軍のものなのです。このバーモント州といった州兵が沖縄県に来るといふことはいつごろから始まったのか、皆さんは認識を持っていますか。

○町田優知事公室長 私どもの資料によりますと、ことしの1月と6月の2回について把握しております。

○當間盛夫委員 別の資料を見ると、2004年の3月から米国太平洋軍の部隊配備の一環として、同地域というので沖縄県なのでしょうが、同地域に州軍の派遣をやっているような文書がありますけれども、その辺は確認できますか。陳情を見ると2度目という書かれ方をしているので、ことしからしかそれが無いという捉え方があるけれども、以前から派遣されているのか。

○**運天修基地対策課長** F22の飛来の際にマスコミ取材に対する第18航空団の回答として、2004年3月以降行っている米空軍戦闘機の移動の一環として実施していると。空軍戦闘司令部は引き続き安定的に太平洋地域に航空機の暫定的なローテーション展開を続けることで、太平洋空軍及び太平洋司令部の司令官が同地域で戦域安全保障計画を実施することを可能にし、同盟国との連携、国際社会との関係を深化させるという回答を行っております。

○**當間盛夫委員** 教えてほしいのですけれども、合衆国軍隊と州軍の違いは何なのですか。

○**運天修基地対策課長** 合衆国法典におきましては、州軍は連邦軍の予備戦力として位置づけているとなっております。

○**當間盛夫委員** 日米地位協定の中で、合衆国軍隊の構成員の中にそれも入っているのですか。

○**運天修基地対策課長** 政府によりますと、日本国においてアメリカ合衆国軍隊として活動する同国の州兵部隊及びその構成員は日米安全保障条約にいう合衆国軍隊に該当し、日米地位協定の適用の対象となると言っております。

○**當間盛夫委員** 日米地位協定の中身を見てもそういったものが出てこないから、これは日本政府が後づけでそういう作り方をしたと思います。実際、嘉手納飛行場の負担軽減の中で外来機が25%から30%近くを占めているということになってくると、本隊の部分は減らすけれども州兵だとかほかの部分でまた補ってしまっているという現実があるはずなのです。先ほどから日米地位協定の部分があるけれども、やはりその辺を沖縄県としては言っていないと、結果的に機種では減るようなことを言っているけれどもほかので補完されているということはあってはならないということがあって、だからそういう意味での騒音被害は減るどころではなく逆にふえているという現実があるのかと思いますが、知事公室長はこの辺はどのように。

○**町田優知事公室長** 委員御指摘のとおり嘉手納基地の県外・国外への訓練移転が進められていると同時に、逆に外来機が嘉手納基地に来るという状況は私どもとしても過重な基地負担の解消に逆行するような動きであると思っておりますので、そういう周辺住民に騒音を初めとする過重な基地負担が生じないよ

う強く要請をしていきたいと思っております。

○**當間盛夫委員** 最後に陳情第73号の2ですけれども、アスベストの処理概要の中で、平成27年5月13日にアスベスト調査の報告を受けたとありますけれども、その報告を受けた資料や文章をいただけませんか。どのような報告を受けたか概要でいいのでわかりますか。

○**古謝隆環境企画統括監** 西普天間住宅地区におきましては、建物の撤去に向けた調査を行っておりまして、その中で、149棟のうち140棟に主に床材で非飛散性のアスベストが確認されているということとあわせてPCBを含んだトランスが確認されているということもあります。これは沖縄防衛局のホームページに掲載されておりますけれども、議会事務局を通じてお渡ししたいと思えます。

○**當間盛夫委員** 非飛散性となってくると、皆さんが今度条例でも出しているレベル3という認識でいいですか。

○**古謝隆環境企画統括監** 非飛散性のアスベストはレベル3ということになります。今回、沖縄県生活環境保全条例の改正案を議会に上げておりまして、これが可決されますと、施行は来年4月からということになりますけれども、沖縄防衛局には条例の改正内容については説明をしております、内容については理解されております。今後の対応としましては、施行に向けて施行規則を作成しますので、でき上がりましたら沖縄防衛局に説明をして、先行して作業する部分もあるかと思えますけれども、条例に準じた形で適切に取り扱っていただくよう依頼したいと思っております。

○**當間盛夫委員** 発注者を含めて、午前中に民間はこれだけのレベルがあるというお話がありましたけれども、現実には解体工事をする意味合いでアスベストの分を分離発注しないものだから結果的に全体の中でアスベストの費用が圧縮されてしまうのです。圧縮されるということは本来は処理で300万円とか400万円かかるものが、結果的に100万円以下でやれというような形になってきてその処理の方法自体が雑になるのです。本来は2つに囲っていろいろやってというものがあるけれども、結果それをせずやる。皆さんが今回レベル3を入れたのは本来は全部とってやらなければならないものを、飛散すると言われても簡単に壊してしまっているというアスベスト解体時の状況があるからこそ皆

さんは今度レベル3も入れたという状況があるわけですから、できるのであれば発注者も含めて皆さんもアスベストの部分は分離発注するのだとか、対策はどうとるのかということをしつかりと明記したほうが、皆さんの条例には立ち入りとかいろいろなものがあるけれども、そこまでしないとなかなか従事する皆さんの健康の部分、周辺住民に及ぶアスベストの部分に対してのものはできないと思いますけれども、いかがですか。

**○古謝隆環境企画統括監** アスベストにつきましては、飛散性のアスベストが大気汚染防止法で規制されております。これにつきましては、陰圧の状態にして外部に出ない形でやっております。アスベストの対策で一番重要なものはどこにどういった部材が使われているのか事前の調査が必要でございます。その結果非飛散性のものが仮に見つかったとしても、これがどのような形で除去するのか、飛散性のものが含まれていれば条例に基づいて来年4月以降は届け出をしてもらう。あわせてこれを撤去するに当たっては湿潤化と言いまして、アスベストを湿らせた形で工事を行うというマニュアルが環境省で定められておりますので、この周知についても十分に図っていきたいと思います。あわせて、保健所なり必要において立ち入りをして、確認をして適正に処理できるようにつなげていきたいと思います。

**○當間盛夫委員** しっかりと立ち入りもしながら県が対応してもらえればと思います。以上です。

**○新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。  
具志堅徹委員。

**○具志堅徹委員** 御苦労さまです。2カ年間の陳情が全部継続になっていてびっくりしているのですけれども、高江にかかわることと辺野古に係ることをお聞きしたいと思います。陳情が幾つかあるけれども、高江の住民の声で54ページ、陳情平成25年第110号。73ページの陳情平成26年第16号。128ページの陳情第76号にかかわって、高江のこととあわせて最後に辺野古のことで聞きたいと思います。米軍の飛行機が学校の校庭に着陸できることになっていることについて、また、現在進行形で校舎や運動場の上空を低空飛行している現状があるのです。そのような現状も含めて校庭にも着陸できるような米軍の対応について、みんな法律に拒否できる条件がないということで、そのままのさばらせている感じがあるので、その辺についてお聞きしたい。関連するので、ヘリパッ

ドをつくるときに部落の中に車両を通さないということが当初約束されていたものがほごにされているということで、工事が始まったら部落内を工事車両が通過する。団地や学校や部落の中を通るようなことが執行されるのではないかとということで住民は非常に心配をしていると。県がもっと強い態度で対応してほしいということと、内容が一緒だと思ったので、陳情平成25年第110号の米軍飛行機、これは高江に限らずどこでも着陸できることに対する強い意志を表明できないかということなのです。

○町田優知事公室長 当時、陳情者の要請によりますと、昼夜を問わず校舎・校庭に低空で突っ込むように進入を繰り返しているということについての御質疑かと思えますけれども、私どもとしても住民の生活に対して悪影響があってはならないと考えております。安全対策を徹底するなど住民の安全に最大限の配慮をすべきだと考えております。

○具志堅徹委員 陳情第16号の集落内を作業車両が通ることについて、沖縄防衛局は、当初部落内は通らないと言っていたけれども最近はそれをほごにして対応がおかしくなっている、県は強い態度で対応してほしいということについて。

○運天修基地対策課長 沖縄防衛局によりますと、工事車両につきましては原則として県道70号線から訓練場内の既存道路を活用して工事を行うことと聞いておりますし、ことし2月にも東村長が沖縄防衛局にそういう要請をしていると承知しております。

○具志堅徹委員 それに対して、沖縄防衛局の県や部落に対する説明がほごにされて、このまま強行する感じがあるということについて皆さんの対応はどうですか。

○運天修基地対策課長 私ども現時点ではそういう話は承知しておりませんが、従前より沖縄防衛局は、先ほど申し上げたように集落内は原則として使わないということを言っておりますので、そういうことがあってはならないと思っておりますので、その辺は十分注視していきたいと思っております。

○具志堅徹委員 128ページ、陳情第76号とのかかわりなのですからけれども、部落の皆さんは県がきちんと実態調査をしてほしいということですが、それに対



しても答えがのんびりしている感じなので、ここできちんと今の実態を調査することについてお聞きしたい。陳情には、記録を作成することとあるけれども、それに全然答えていないのです。

**○運天修基地対策課長** 訓練の使用状況については午前中にも答弁したかと思えますけれども、騒音の状況等は測定されておりますのでそういった把握と、また生活に影響を与えるようなことがあれば地元である東村とも情報交換しながら対応していきたいと思います。

**○具志堅徹委員** 今のことですけれども、調査してほしいということは現状がどうなっているのかということで、皆さんは騒音測定機を置いているからこれで足りるようなことでは困りますよと、実態をきちんと調査してほしいということの関係でどう取り組む予定なのかお聞きしたいのです。

**○運天修基地対策課長** 運用の状況について、我々としても地元である東村とどういう問題があるのか、その辺を十分に情報交換していきたいと思っております。

**○具志堅徹委員** 最後に辺野古のかかわりですけれども、長島にかかわることについて、それがかかるかかからないかは皆さんのほうではボーリングなどの調査を予定しているので、精査をしたらかかからないという話になっているけれども、民間の皆さんも含めて縮図を同じにして2つをかぶせたら長島にかかるという話になっていることの実態調査をきちんとやらないと、皆さんは済んだかのような答弁になっているので、その辺を精査してきちんと対応するということが今大事なのではないかと思います。報告のとおりだということで関係ありませんではなく、実際にどうなっているのか調査をしたのか、これからするのか。

**○伊禮年男土木整備統括監** 陳情概要につきましては、埋立願書申請のときの処理をどうしたかということで現状を書かせていただきましたけれども、今後具体的に陳情者で重ね合わせた図面がありますけれども、これが正確なものかどうかを確認しなければならないということで、今、具体的には沖縄防衛局で実施設計をやっております。それに関しては縮尺もありますし、実際の具体的な図面を確認して、かかるのかかからないのかそれは適切に判断していきたいと思います。

○具志堅徹委員 このようなことを言ったら失礼だけれども、防衛省は信用できませんよね。向こうが作成してきたからこれで大丈夫だという話ではなく、そのことをきちんと知恵をお持ちの県の皆さんが対応して、前もって図面その他はあるはずだから、実施設計して出てきたら終わりではなく、事前に対応するという努力をやってほしいけれども、その辺は無理ですか。

○伊禮年男土木整備統括監 基本的には埋立工事前に実施設計が完了した段階で事前協議をやることになっております。随時協議をしながら確認をしていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る3月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

知花幸順刑事部長。

○知花幸順刑事部長 平成27年3月から平成27年5月末までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は、9件8名、前年同期比プラス2件、プラス3名となっております。

罪種別では、粗暴犯が4件3名、前年同期比プラス4件、プラス3名、窃盗犯が2件2名、前年同期比マイナス3件、マイナス1名、その他が3件3名、

前年同期比プラス1件、プラス1名となっております。

検挙した被疑者につきましては、那覇地方検察庁に送致しております。

以上で、説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

渡真利健良交通部長。

○渡真利健良交通部長 平成27年3月から平成27年5月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故の発生状況につきましては、44件発生し、前年同期と比べ7件増加しております。

交通死亡事故につきましては、発生はございません。

以上で、説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、3月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 交通部長にお尋ねします。3月から5月までの米軍構成員等による交通事故の発生状況ということで、44件発生して前年同期と比べて7件増加しているという報告がありました。非常に気になっていることは、キャンプ・シュワブゲート前での市民の反対運動があります。そういう人たちと米軍構成員との交通トラブルは実際に起こっていますか。

○渡真利健良交通部長 現場における抗議行動に伴う交通違反につきましては、今、正確な数は持っていませんけれども、違反等の事実があれば交通違反で検挙している実態はございます。

○照屋守之委員 きょうは米軍構成員等による交通事故の件を報告したわけですよ。キャンプ・シュワブで米軍構成員と反対派の住民による交通事故の発生は、今回ふえた7件にそういったものもありますかという話です。

○渡真利健良交通部長 米軍人に抗議する方との人身事故については、今のところ我々では認知しておりません。

○照屋守之委員 米軍の構成員等がゲートへ入っていくときに、接触などをして交通トラブルが発生しているという情報もあるのです。実態はいかがですか。なければならないと教えてください。

○渡真利健良交通部長 事故に関しては、警察で認知している事実はございません。

○照屋守之委員 反対派の方々が道路に寝そべったりといった行為があるとも聞いております。そのときに、例えばこういう行為があつて米軍構成員等が事故を起こすと、これは米軍構成員等の交通事故としてカウントされることになるのですか。

○渡真利健良交通部長 事故としての認定ができればカウントされます。

○照屋守之委員 そのときの責任問題はどうなりますか。例えば道路に寝そべっているというビデオを見ましたけれども、そこを米軍構成員が通って、見落としたりして事故を起こした場合の責任問題です。

○渡真利健良交通部長 事実調査を徹底いたしまして、過失の認定等ができればその旨を付して検察庁に事件送致するという処理になります。

○照屋守之委員 今、辺野古のゲート前の反対派の方々もいろいろな地域から曜日を決めてたくさんの方が動員かかっていますよね。そうすると、そういう方々と米軍構成員との交通事故に巻き込まれる可能性を非常に危惧しているのです。エスカレートして突発的な行動をする可能性もありますから。そうすると、米軍構成員が交通事故を起こしたということになりますよね。それは、県警察としてもああいう形で過熱している地域では、やはり人員も含めたそれなりの未然防止対策といった対応をすべきではないかと思えますけれども、体制的には今整っていますか。

○渡真利健良交通部長 現場の状況によりけりですけれども、抗議行動が過激

になることが十分予想されるという段階におきましては、所轄警察署に交通対策の部隊を編成いたしまして現場で対応するという体制を現在とっているところでございます。

**○照屋守之委員** 予想されると言いますけれども、毎日いますからね。例えばうるま市であれば毎週木曜日にバスで来てくださいとか、そういうことが行われているのです。先ほど言ったように、走行していて飛び込んでくるといった事故はやはりとめなければならぬけれども、幾ら県警察といえども対応できない部分があります。実はせんだって総理大臣が来たときに、車列に飛び込んだ人がいるのです。そうすると、こういう事故が起こった場合、走っている車に対しても過失責任が出てきますよね。こういうことが起こることを想定して、やはり県警察は対策については、しっかりと反対住民を守らなければならないですし、道路交通法も遵守しなければならないし、米軍人・軍属の立場も考えなければならないという、非常に難しい立場だと思いますけれども、いかがですか。

**○渡真利健良交通部長** 委員のおっしゃるとおり、人が集合すれば反対行動の中でそういった妨害行為に出ることもあります。警察としましては、そういったトラブル防止のために警備的な措置の部隊もおりますけれども、交通違反の措置に関してもそれなりの事前の広報をしたり、それからそういった行為に及びそうな場合は、あらかじめ警察官を配置してこういった行為に及ばないような措置を現在とらせている現状でございます。

**○照屋守之委員** 事前に情報がわかれば対応はできます。こういうものは突発的に起こっていくのです。誰もいないときに突発的に起こるから大変な問題が起こってくるわけです。ですから、そこは飛び込んだ人の責任になるのか米軍構成員が事故を起こしたという責任者になる可能性もあるわけなので、そこをしっかりとやってもらいたいということと、もう一つ、辺野古周辺に違法駐車が結構あります。この事故とは、違法駐車がなければ見通しがきくことが想定されますよね。私はそういうことで、米軍構成員が周辺の違法駐車によってそういう事故が起こることが想定されたら、彼らとしてもたまったものではありませんよね。普通の状況であれば事故は起こさないけれども、違法駐車があって、そこから飛び出しがあっても気づかないということになった場合、やはり米軍構成員が事故を起こしたと報道されるわけですよね。やはりそこは県警察の皆さんがしっかりと現場対応することはいいですけれども、周辺の道路で交

通の妨げなるような、あるいは違法駐車に対してしっかりと対応していかないと、そこは皆さんの責任だと思います。その辺はいかがですか。

○**渡真利健良交通部長** 現場周辺における交通法規に触れる行為につきましては、数件の検挙事例もありますけれども、委員のおっしゃるとおりそれが事故に直結するような迷惑性の高い駐車車両については現場の状況を見ながら対応していきたいと考えております。それから、発生した事件に関しましては、飛び出す者それから運転手のどこに事故の原因があったのかをしっかりと事実を解明した上で、それなりの責任を追及して事件送致をしていきたいと考えております。

○**照屋守之委員** こういう事例は、沖縄県特有の非常にまれな事例です。反対する側も食い止めようと一生懸命に頑張りますから、そこで発生する交通事故一特に米軍人等に対してはそういうものが出てくる可能性があるのです。事故が発生すると、それ見たことかと。だからここは厳しいのだと報道されることがありますので、十分に警備体制や周知も含めて県警察の皆さんに頑張っていたいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 今の質疑との関連で、私も現地に行っていますけれども、走っている車の前に飛び出す人を一度も見たことないのですが、そういう事例があるのですか。非常に危険で自殺行為ですよ、そういう事例があるのかどうか紹介してください。私は聞いたこともなければ見たこともありません。

○**渡真利健良交通部長** 飛び出しての交通事故が発生したということは、交通部として把握しておりません。ただ、警備的措置ではどうかというと、私のほうでは把握しておりませんので答弁は控えさせていただきますと思います。

○**新里米吉委員** 座り込みなどをしている場所は道路の中ではなく出入り口ですよ。そこはよくわかるわけで、わざわざそこに車が突っ込んでくるのであれば、むしろ車のほうにかなり問題があると思うのです。人がいることがわかりながら突っ込んでくるわけですので。ですから、少し今のような話は、今起きている事実をかなり誇張あるいは起きていないことが言われているので、そ

れは皆さんも見たことがないだろうし、ましてや車が走ってくるのに道路のど真ん中に寝ているとか、このようなことは見たことも聞いたこともないのですがいかがですか。

○**渡真利健良交通部長** 交通部としては、そういう行為について把握しておりません。

○**新里米吉委員** キャンプ・シュワブの周辺に車がたくさん置かれていて、視界が開けず事故が起こりそうな雰囲気とは実態としてありますか。

○**渡真利健良交通部長** 駐車車両があることは承知しておりますけれども、非常に危険度が高いという現場からの声については把握しておりません。

○**新里米吉委員** 車両があるといっても、ほとんどの人はそこにとめていないですよ。ほんのわずかに点々とあるぐらいの範囲だと思います。私たちは直接行っているからわかるのです。車があって視界が妨げられて事故につながりそうということは、私が行った限りでは一度も見た覚えがないのですけれども、そういう実態があるのですか。

○**渡真利健良交通部長** 我々としては把握しておりませんが、そういった他の交通に著しく影響があるような行為があれば、当然我々としてはそれを是正する措置はとることになると思います。

○**新里米吉委員** 今、そういう実態は見えないと言うので、これから起こるのであれば別ですが、今までそういう事例は起きていないわけです。キャンプ・シュワブゲート前へ行っていない人たちが言っているので、私たちは実際に行って目の前で見てきているわけで、随分事実が誇張されてそういうことでは誤解を招くと思っております。

ところで、皆さんから配られた資料ですけれども、平成27年3月から5月までが昨年同時期に比べると刑法犯も交通関係も含めてどちらもふえていますね。しかも、粗暴犯が出てきているのです。去年は少年が起こした窃盗犯がありました、どうも大人の軍人・軍属が粗暴犯を起こしている。こういうように刑法犯も交通事故も含めてふえてくるということは、米軍の中に問題が起こるような背景が何かあるのでしょうか。

○知花幸順刑事部長 委員御指摘のとおり前年同期に比べてプラス2件、プラス3件ということは事実でございます。増加の原因については、いろいろな事案があると思えますけれども、県警察では特にこのことが影響して刑法犯がふえたという分析はまだ至っておりません。

○渡真利健良交通部長 事故についても増加しておりますけれども、事故そのものは過ちによって発生するものですから、なかなかずばつとした原因というものは我々もまだはっきりしきれていないということで、その辺は安全指導、教育を徹底していく必要があるのかと感じております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 先ほどの照屋委員の質疑に関連します。私は県警察にビデオを提供しましたけれども、交通部長は本当に見ていないのですか。飛び込むシーンなどが入った動画を提供しましたよ。もし見ていないのであれば改めて差し上げますので、あした持って行きます。見てください。警察官もいるし、そばにはマスコミもいます。マスコミの顔もきれいに映っています。見ているのか見ていないのか、それからまずお答えください。

○渡真利健良交通部長 申しわけございません。まだ見ておりません。

○又吉清義委員 あした早速届けますので、しっかり見てください。なぜかという、必死にとめる姿を見たら、事故が起こる以前に警察がかわいそうです。上司として見てください。私は飛び込み行為というよりも守っている皆さんがかわいそうです。どれほど必死にとめているか。正直言って大変ですよ。ですから私は言います。議員団がないときに彼らはやるから困る。先ほど新里委員もおっしゃいました。見て言ったのは当たっています。議員がいるときには彼らはやりません。県議団がないときにやるから困るのです。あした早速お届けいたします。

もう一つお尋ねします。事件・事故がありますよね、本当に大山ゲートで毎日朝6時半から7時半に行われているあの姿を見て、人間とは本当にストレスがたまらないのか。交通事故等は各所属基地ごとに分類はしておりますか。ただいたずらに、米軍人構成員というだけでやっているのか。本当にあのシーンを見たらよく人間としてストレスがたまらないなど。毎日このようなことを



されては、沖縄県民にはあれは耐えきれません。ルールにのっとった反対運動はいいです。朝6時半からやっている皆さんの姿勢ははっきり言ってルールも何もないですよ。ですから地域ごとに分類をしなければならず、一緒くたに米軍人・軍属の交通事故でやっているのか。もし本当にそういうものがあるのであれば、これは大変なことです。それはまとめていませんか。

○渡真利健良交通部長 軍別の分析はしておりません。

○又吉清義委員 ぜひそれも調べてみてください。そうするとやはりお互いに事件・事故を起こさないことが大事なポイントだと思いますので、お互いに未然に防ぐ策も出てくるかもしれません。反対運動どうのこうのではありません。本当に事件・事故はないほうがいいということは沖縄県民全ての願いですので、そういった意味でヒントになればと思って聞いておりますので、ぜひその分類ができ次第、ぜひ資料としてお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 米軍人・軍属による犯罪状況については、資料に基づいてお聞きします。先ほどキャンプ・シュワブのゲート前での交通のことがいろいろ聞かれておりましたけれども、私も現場によく行きます。当然、向こうに戦争するための軍事基地を建設することについては、思想・信条の問題で、示威活動ですよ。それで向こうは工事車両を通すなど声をかけて、確かに私の目の前で寝転んだということも見ています。ないわけではないです。聞きたいことは、機動隊の皆さんと警備会社と一緒にごぼう抜きするのです。しかもやり方が通常のものではなく、私もその場に立っていて、乱暴なやり方をすると言って、説得してここからどくようにしなさいと言ったら、現場の警察官は聞かないのです。私の手をつかまえて引っ張り出そうとするので、私は議員バッジをつけて、私は県議会議員であり県民の生命・安全を守るためにここで監視をして、できるだけ事件・事故が起こらないようにしていると言っても、関係ないのです。3回ぐらい同じことを繰り返しています。ああいったものはどういう法的根拠でできるのですか。

○渡真利健良交通部長 私は現場の状況を詳しく承知しているわけではござい

ませんけれども、一般論で申し上げれば、警察官が現場でとった処置については、現場における危険防止・安全確保のための必要な措置がとられていると承知しております。

○嘉陽宗儀委員　そうすると私が行き過ぎた行動をしていたというお答えですか。

○渡真利健良交通部長　先ほども申し上げたとおり、委員が現場にいたときの状況を私が全て把握しているわけではございませんけれども、先ほど申し上げた一般論でしか答弁はできません。

○嘉陽宗儀委員　水かけ論をしても仕方ありませんけれども、少なくとも私どもは県議会議員としてできるだけ人が出さないよう努力をしています。それを警察官あるいは警備員が引っ張り出して邪魔をするものですから、これはまず注意はすべきだと思います。事件・事故を防ぐために頑張っている人たちも同じようにごぼう抜きに排除するなという話です。

○渡真利健良交通部長　繰り返すようですけども、警察官の現場における措置は現場の安全を確保するための必要最小限度の措置であったと承知しております。

○嘉陽宗儀委員　名護警察署の署員が何名か来て、済みませんでしたと謝られたのでこれ以上言いませんけれども、警備員の皆さんが警察官と同じような職務執行をしいという法律の根拠はあるのですか。

○渡真利健良交通部長　再三申し上げますけれども、現場における警備員の行動についても私が全て把握しているわけではございませんけれども、恐らく警察官が現場で行う措置の法的根拠と、警備員の法的根拠については違うと思います。

○嘉陽宗儀委員　警備員は民間人ですよ。それを警察官は警察法に基づいて必要な職務執行をできる権限を持っていることはわかりますけれども、民間人である警備員が警察官と同じようなごぼう抜きをして排除するということが異常だと思いますけれども、いかがですか。これは法的に認められますか。

○**渡真利健良交通部長** 先ほど来申し上げたとおり、私は現場における状況は把握しておりませんので、今のところ詳細についての答弁はできないと認識しております。

○**嘉陽宗儀委員** 現場の状況を知らないというのでそのままにしておきますけれども、私は今そういう事実を申し上げています。9月定例会で法的根拠を聞きますから、法的に合法なのかをちゃんと調べていてください。

それから、キャンプ・シュワブのゲート前には歩道があって、横断歩道の上のほうに機動隊の車が駐車違反でとまって、一般の車両交通を妨害しているけれども、あれは道路交通法違反なのではないのですか。

○**渡真利健良交通部長** 再三で申しわけございませんけれども、現場の状況を私は把握しておりませんので、その辺の具体的な判断については申し上げにくいところでございます。

○**嘉陽宗儀委員** 警察官もあの車で任務を遂行をしているのならわかりますけれども、違法駐車をしているのです。駐車禁止場所以外にとめるのであればわかりますけれども、これは駐車違反だよと言っても聞かないのです。今、実態を知らないと言うのでこれ以上聞かないけれども、違法な行為がないように警察は先頭に立って模範を示してください。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 米軍構成員等の検挙について、那覇地方検察庁に送致をしましたと書いてありますけれども、起訴・不起訴の件数はわかりますか。

○**知花幸順刑事部長** 刑法犯についてお答えします。9件のうち3件が起訴され公判中で、3件が起訴猶予処分、残りの3件が嫌疑不十分あるいは不起訴処分という結果は存じ上げていますけれども、その処分理由については検察庁がなした処分ですのでお答えできません。

○**吉田勝廣委員** 起訴されたのは3件、起訴猶予処分が3件、不起訴が3件。ちなみに事件名はわかりませんか。

○知花幸順刑事部長 起訴されたものは、3月20日に沖縄警察署管内で発生した脅迫事件。次に、同じく沖縄警察署管内で4月26日に発生した傷害事件。3件目は、5月19日に那覇警察署管内で発生した傷害事件です。起訴猶予されたものは、5月7日に宜野湾警察署管内で起きた暴行事件、4月19日に発生した那覇警察署管内での窃盗事件、5月4日に浦添警察署管内で発生した住居侵入事件です。あとは、嫌疑不十分等の処分です。少年も入っておりますので控えさせていただきます。

○吉田勝廣委員 少年以外の嫌疑不十分の事件についてお願いできますか。

○知花幸順刑事部長 今、しっかりと逮捕した事案は存じ上げておりますけれども、残りの不起訴処分になったものについては不拘束もありますし少年犯もありますし、もともと広報していない事案も含まれています。

○吉田勝廣委員 嫌疑不十分ということは、皆さんが送致しても犯罪が成立しなかったということですよ。

○知花幸順刑事部長 起訴するに至らなかったということです。

○吉田勝廣委員 それはわかるので、それを言っていただきたいのです。

○知花幸順刑事部長 残り3件につきましては、不拘束もありますし、嫌疑不十分ということはいわゆる不起訴ですので、この場で公表することはいかがかと思っておりますので差し控えさせていただきます。

○吉田勝廣委員 次に、交通部長のところですが、発生した48件のうちYナンバーは幾つですか。

○渡真利健良交通部長 詳しい資料が今手元にございませんで、後ほど回答させていただきます。

○吉田勝廣委員 なぜ聞くかといいますと、普天間飛行場や辺野古でいろいろあると言われたので、Yナンバーか軍事車両かの区別も必要だろうと。それからYナンバーは24時間動いているので、酒気帯び運転も含めていろいろ出てくるのです。その辺の区別はきちんとしたほうがいいと思っています。ぜひ、後

でその区別を提出してください。

それで、平成27年6月9日の琉球新報の記事によると、リバティー制度が解除された後の半年間を見ると、交通違反と刑法犯の件数が多くなっているのです。リバティー制度が厳しくなったことで件数が下がったけれども、リバティー制度が解除されたので飲酒運転が11件から20件と約倍になっています。このようになってくると、やはりリバティー制度がどうあるべきかもう一度議論してもいいのではないかということが1つと、それから例えば県と外務省あるいは沖縄防衛局の3者で構成するワーキングチームには、もちろん沖縄県警察も入っていると思うので、ワーキングチームの中で発言をしたり、米軍人・軍属の犯罪はゼロにはできないでしょうから、減らすためにどういう努力がされたのか、もしよければお願いできますか。

**○知花幸順刑事部長** 吉田委員がおっしゃる外務省、県、沖縄防衛局それから県警察で構成するワーキングチームについては、目的は御承知のとおり米軍人の事件・事故防止のために資する会議であります。その中におきまして、特に刑法犯について、資料はもっと雑なものになりますけれども、米軍基地関係特別委員会と同様に半年で起きたあるいはその期間で起きた事件の資料を米軍側それから外務省に提示して、それを受けて、各基地の司令官が出席しますので我々は事件・事故防止のためにこういう措置をしていますということをした後、たまに近隣の市町村の住民も参加した意見交換を行い、その会議で何か決めるものではありませんが、総論的に事件・事故の防止に各団体一致して頑張っていきましょうということが基本的な話で、より安全・安心な沖縄県をつくっていこうという会議であります。交通部長は恐らく参加していないですね。

**○渡真利健良交通部長** 交通部からもワーキングチームに参加していると承知しております。その中で、交通に関する発生状況と検挙状況を資料提供いたしまして、必要に応じて警察本部としては在沖米軍沖縄調整事務所、それから各警察署においてはそれぞれの管内にある基地の司令官にそういった安全教育の申し入れをする、または警察署みずから基地へ出向いて沖縄県に赴任して期間の短い隊員等を対象に日本の交通ルールについて安全教育をしながら抑止を図っているということが現状であります。

**○吉田勝廣委員** そのようにやってもなおかつ事故が起きるということですね。私も金武町に住んでいますので海兵隊の動きはよくわかっていますがけれども、辺野古や普天間でいろいろやっているということがあってその影響で事件

・事故を起こすのではないかという誤解は私はしておりません。飲酒運転や事件・事故というものは、やはり気の緩みであるとかあるいは法律や交通ルールを遵守する意識がないから起きるのではないかと私は思っています。それで、今9件のうち起訴されたものが3件、あとの6件は嫌疑不十分あるいは不起訴ということですよ。私はいつも聞きますけれども、起訴された側、不起訴にされた側は新聞に載りますよね。不起訴の場合のプライバシー保護は米軍人であれ日本人であれ一緒だと思っております。嫌疑不十分の場合は余計に大変だと思います。それはおいておきますけれども、例えば米軍人・軍属の事件として9件送致をして6件がある意味で罪に問われなかったとすると、米軍人・軍属に与える影響といいますか、これは非常に大きいのではないかと私は思います。よく傷害・暴行事件が起こりますよね、特に未遂を含めたレイプ事件。身柄は米国に置いておいて、示談などいわゆる内部調整で起訴されないことが往々にしてあるわけです。そうすると、こういう事件・事故はなくならないだろう。要するに、捕まって起訴されてもどうせ不起訴になるのではないかと。9件のうち起訴されたのは3割ですよ。普通は逮捕され起訴されたら、沖縄県警察としては十分に立証する可能性があって起訴になるだろうと送致するわけですから。それが9件のうち3件しかなかったということは、これは沖縄県警察にとっても問題があるのではないかと。しっかり調べて送致したのか、いかげんだったのかとか言われても仕方がないのではないかと思ったりするのです。すると、司令官も含めて米軍自身はどう思うか。沖縄県警察はおかしいのではないかと、9件のうち3件しか起訴できなかつたのに、不当逮捕ではないかと言われかねない部分があるのではないかとということで、事件・事故がなくならないのではないかとこの思いがありますけれども、その辺はどうですか。

○知花幸順刑事部長 起訴・不起訴は検察庁が下す処分ですのでコメントできませんけれども、一般的なお話として、警察は起訴できるように最善の努力を尽くします。3件が起訴で残りの6件が不起訴ということは間違いございませんけれども、6件のうち3件は起訴猶予一起訴できる証拠はあるけれども、反省しているとかあるいは被害回復したということで、いつでも起訴できるけれども猶予しましょう。残りの3件は委員がおっしゃったとおり、結果論的に我々は非難を浴びても仕方がない。警察としては全て起訴できるように頑張っ、結果的にこうなりました。次に生かすために検察庁からその理由についても聞いてはいますけれども、これはこちらから公表するものではなくて内部資料として使わせていただいております。いずれにしても不当逮捕などと言われたいような手法できちんと捜査、逮捕をし、きちんとして捜査を詰めて検察庁へ事件送

致をして、その罪を犯した人がその罪にふさわしい刑罰を受けるような警察でありたいと思っておりますので、今後ともそれを続けていきたいと思えます。

**○吉田勝廣委員** 私は辺野古の現場へよく行きます。約120日間ぐらい行ってきますけれども、要するに辺野古ではいろいろなことが起こります。感情的な対立からいろいろあります。ただその中で、1月から6月までに救急車が18回呼ばれていて、この多くは頭部打撲によるものです。これらは重大な事故ではなくて幸い軽傷で済んでいますけれども、刑事部長は現場がどうなっているのかよくわからないと思えます。現場に集まる方は50代から70代の御婦人が中心なので救急車で運ばれるのも御婦人が多いのです。少し押すだけでひっくり返るのです。その辺も含めて私たちは極端にいうと、辺野古をつくらせない抗議や請願も含めて頑張っているのです。交通部長も刑事部長も県民の生命・安全そして交通のいろいろなものを守るためにやっているということはよくわかります。沖縄県警察であれ、抗議行動をする人たちであれ、軍の警備員も海上保安庁も含めて全て被害者です。なるべく救急車を呼ばないような仕組みをどうするかと現場へ行くといつも私は考えております。ですから、若い警察官にどういうことで指導していますか。

**○知花幸順刑事部長** 刑事部も交通部も辺野古における新基地建設反対の大衆運動の主管部ではありません。ですから詳しいことはお話しできませんけれども、一般論としてこういう大衆運動に伴う警備活動は抗議する側も取り締まるあるいはほかの全員にけが人を出さないということが基本原則でございまして、それはきちんと共有はされていると思えます。もしそこに不測の事態があって、いわゆる実力行使をする必要がある場合は、必要最小限かつ短期間ということとは基本的な行動として指導しているところではございます。

**○吉田勝廣委員** 私もそのとおりだと思っております。

9件におけるさまざまな課題があつて、あと聞いたかつたことは、日本人がそういう傷害を起こしたときの起訴率は幾らですかと聞いたかつたのですが、それはいいです。やはり、米軍はなぜ不起訴が多いのかということとはよく言うのです。これはなぜかと不思議でしょうがないのですけれども、その辺はクエスチョンマークとして皆さんに言うにとどめて、私は質疑を終わります。

**○新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、3月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書及び同抗議決議を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、去る12日の委員会で意見書及び抗議決議の提出等について持ち帰って検討するとした自民党の検討結果及び新たに委員となった維新の党に意見書及び抗議決議の提出等について確認したところ、議員提出議案として案のとおり提出することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)



○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情57件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼